

令和6年度第2回千歳市障がい者地域自立支援協議会定例会議開催結果

<日時>

令和6年8月21日(水) 10時00分～11時20分

<場所>

千歳市総合福祉センター4階402号室

<出席者>

委員、千歳市及び事務局 計26名

【委員】22名

青木会長、田口副会長、濱邊委員、日浦委員、藤原委員、守村委員、結城委員、佐藤委員、
菊池委員、岡田委員、後藤委員、鈴木委員、長澤委員(代理)、山坂委員、濱野委員、玉井委員、
清水委員、山崎委員、森本委員、影山委員、奥貫委員、吉田委員

※欠席(5名)

石岡委員、高橋委員、古田委員、伊藤委員、秋田委員

【千歳市・事務局】4名

(千歳市) 小島主幹(基幹相談支援担当)

(事務局) 谷本障がい者支援課長(事務局長)、阿部障がい福祉係長(事務局次長)、
竹内千歳市障がい者総合支援センター長(事務局次長)

<配付資料(別添のとおり)>

3 議題

(1) 各部会活動報告

- ①相談支援部会
- ②こども部会
- ③はたらく部会
- ④地域生活部会
- ⑤手話言語条例推進専門部会
- ⑥進路連絡会議
- ⑦千歳市コミュニケーション条例専門部会

(2) 千歳市からの報告

- ①(仮称)千歳市コミュニケーション並びに情報の取得及び利用のための多様な手段の利用促進に関する条例(素案)について
- ②千歳市障がい者地域自立支援協議会委員の公募について

<次第>

1 開会

2 あいさつ

青木会長あいさつ

千歳市障がい者地域自立支援協議会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

皆様におかれましては、平素より協議会の運営に特段のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回の協議会は、令和6年度の第2回目の定例会議であります。議題といたしましては、5月に開催しました第1回定例会議以降の「各部会等の活動報告」、令和6年8月20日からパブリックコメントを開始した「千歳市コミュニケーションに関する条例素案」の報告、令和6年10月28日の任期満了に伴いまして、令和6年9月に募集を予定している「千歳市障がい者地域自立支援協議会委員の公募について」の報告となっております。

只今申し上げましたとおり、当協議会の委員の皆様の任期は、令和6年10月28日までとなっておりますことから、この構成による定例会議の開催は、今回が最後となります。

委員の皆様におかれましては、この2年間、新型コロナウイルス感染症の拡大や、障害者総合支援法の改正等、障害福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、当協議会の運営に特段のご協力をいただきましたことにつきまして、改めて厚くお礼申し上げます。

本日も様々な報告等がありますことから、限られた時間内ではありますが、活発にご協議いただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様のご健康と今後益々のご活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

3 議題

(1) 各部会活動報告

各部部长から「議題(1)」の資料により報告があった。

- ①相談支援部会(奥貫部部长)
- ②こども部会(影山部部长)
- ③はたらく部会(結城部部长)
- ④地域生活部会(岡田部部长)
- ⑤手話言語条例推進専門部会(佐藤部部长)
- ⑥進路連絡会議(竹内事務局次長)
- ⑦千歳市コミュニケーション条例専門部会(田口部部长)

【質疑等(議題(1))】

<A委員>

相談支援部会にお尋ねしたい。

民生委員として、起立性調節機能障害がある子の母親から相談を受けている。学校では、スクールケアを配置していると思うが、専門職の方が少ないので、校長が主にその役割を果たしているようであり、うまくケアがされていないと思われる。その子は今小学6年生だが、母親は、子が中学校に入学した時、学業の遅れでいじめにあうのではないかと、普通の中学校に入学させて良いのかと心配している。その点の相談はなかったか。

<奥貫部会長>

相談支援部会では成人の話を中心にしている。

千歳市障がい者総合支援センターでは、児童の相談も受けていると思われるがいかにか。

<竹内センター長>

就学相談について、学校からは、教育委員会の窓口相談に行くと思うが、当センターにも進路に係る相談はあり、学校、教育委員会と情報共有しながら、必要な福祉サービスも併せて、相談に対応している。

<A委員>

今の学校の先生は、働き方改革などにより、昔の先生ほど熱心ではない。全てのことを隠したり、伏せてしまって、そのような状況の中で、配置されているからといって、親が実際に相談に行ける状況なのか。きちんとそういう相談ができる体制になっていれば、民生委員に相談することはないのではないかと。

<谷本障がい者支援課長>

先生全員がそのような状況ということではないと思うが、市内全体で、相談しやすい体制を整えて行きたいと考えており、民生委員から相談支援機関につないでいただければ、必要なサービスにつなげることができるので、よろしくお願ひしたい。

<A委員>

了解した。

<B委員>

手話言語条例推進専門部会の報告書の中に、「部会のあり方を検討」とあるが、部会のあり方については、法律に定めはあるのか。

<谷本事務局長>

法律ではなく、市の要綱に定めている。

<B委員>

はたらく部会の農福連携活動報告について、障がい者に作業を任せる場合、障がい者以外の方に作業をお願いする場合とは対応が異なると思うが、一度実績ができたならば、事業所も努力を継続していただきたい。

また、先日、就労支援事業所で働いている障がい者の解雇の報道があったが、市内のA型・B型事業所で、影響を受けた事業所はあるのか、あるとしたら、どういう支援をして行くのかをお聞きしたい。

<結城部会長>

今回は、B型事業として、私が、農作業に適性のありそうな4名を連れて行ったが、各農家の希望を情報収集した上で部会に打診することにより、今後、広がって行く可能性はあると思われるので、チャレンジして行きたい。

<C委員>

部会について、全体的にテーマを持って進めることにご賛同いただいていたと思うが、どのようにお考えなのか、お伺いしたい。

<谷本事務局長>

現在、意思形成過程中的のため、言えることに限りがあるが、4月に法改正があり、協議会が全国的に形骸化していることが示されたため、改善を行いたいと考えており、今年からスタートした計画を進めるとともに、協議会の本来のあり方で進めるため、部会についても総合的に見直したい。

それらについては、10月末に委員の改選があるため、それを機に、総合的に再編成するため、検討を進めている。

内容について大まかに言うと、「相談支援体制の確立」や「地域生活支援拠点の整備」など、計画に掲げている目標を達成するため部会の見直しを行い、また、個別の困難ケースを解決に導くような部会や定例会議のあり方を重点的に考え、再編成してあり方を変えようとしているところである。

<C委員>

全部会をコーディネートするのは事務局だと思うが、今後そのような役割を積極的に市が果たして行くという認識でよろしいか。

<谷本事務局長>

市も含めて、それぞれの部会長も事業者も一緒になって進めたいと考えている。

先頭に立って、コーディネートするのは、市になると考えている。

<C委員>

こども部会にお尋ねしたい。今年度から、不登校に関する加算が付くようになったと思うが、不登校の方の放課後等デイサービスの利用状況と、加算が付くということは、連携された支援がなされていると思うが、実績はどのくらいあるか。

<影山部会長>

各事業所で不登校の方を受け入れていると思うが、事業所がたくさんあるため、数字は把握していない。自分のところの事業所では、今は、対象になる児童はいない。

部会の中では、臨機応変に保護者、学校との連携は取っているが、加算を取るとなると、面談の回数や頻度が決められているため、連携はしているものの、加算を取るケースに当てはまらない場合が多いので、対応はするが加算は取っていないとの話があった。

まだ制度が始まったばかりのため、各事業所がどのように対応しているかは把握していないが、加算を取るに当たっては、記録を取って、保護者との面談、学校との連携を毎月行う必要があり、それぞれ行ってはいるが、加算を取るには、保護者、スタッフの負担が大きいと聞いている。

< C委員 >

千歳市障がい者総合支援センターにも相談が行っていると思うが、個別の教育支援計画と一致していないと加算を満たさないようであるが、教育との連携はどのようになっているか。

< 竹内センター長 >

不登校に関する相談も含め、増加傾向にある。相談を受けた場合、事業所及び学校と連携し、センターの職員も授業の様子を参観したり、先生、コーディネーター、管理職、お子さん等と面談を行い、情報共有できる場の設定を積極的に行っている。

加算を取っているかどうかは把握していないが、間に入ってのコーディネートをセンター及び相談支援事業所では行っている。

< C委員 >

学校からも状況をお伺いしたい。

< D委員 >

不登校の情報はない。

< E委員 >

中学校で数名いる状況である。

< C委員 >

事業所との連携は行っているか。

< E委員 >

多くはないが、支援を必要とする場合、ケース会議をお願いすることはある。

まれなケースであるが、保護者の養育が難しい場合など、学校と関係機関とで連携することが年に数件ある。

放課後等デイサービスとは、ほぼつながりがある状況で、学校が終わったら来ていただいて、引き取っていただくサービスは、ほとんどのお子さんが利用されている。

< C委員 >

送迎の際の引継ぎに関し、会議の席を設けることはそんなに多くはないのか。

< E委員 >

会議までは行わないが、サービスを利用している家庭が多いので、年度当初にサービス利用を確認している状況である。

< C委員 >

学校では、事業所が作成している支援計画を見る機会はどのくらいあるか。

< E委員 >

市内ではそれほど多くはないと思うが、本校では、トライアングルプロジェクトの一環として、昨年度から、全てではないが、指導計画の一部を、放課後等デイサービスの指導計画と共有し、共通理解を図って進めている。

5月の連休明け頃に、放課後等デイサービスに係る関係機関に学校に来ていただく参観日を設けて、お子さんの学校での様子を見ていただいている。

見る機会としては、担任の先生には、個別の指導計画が行くようにして、目を通す形にはなっている。

しかし、市内の全ての小中学校で同様に行われているかは把握しておらず、本校での進め方である。

<C委員>

ぜひ、トライアングルプロジェクトを進めていただきたい。

F学校はどうか。

<D委員>

過去の事例になるが、必要に応じて、千歳市障がい者総合支援センターを通じて、支援を依頼したケースはある。

また、家庭支援に関して情報交換を行い、今後の支援に向けたつながりを確保している。

<C委員>

情報共有が重要なので、自立支援協議会において情報共有し、市内の障がい者の方の生活が豊かになるように進めていただきたい。

<影山部会長>

放課後等デイサービスに係る個別支援計画に関して、相談支援事業所が入っている場合は、学校の先生も含めた会議を行っているが、セルフプランの場合、放課後等デイサービスが積極的に学校と連携を取る必要があると思いながら動いており、部会でも伝えていますが、イエローファイルを活用している。

自分の事業所においては、ファイルは学校に置いてある状態だが、一旦預かり、事業所の個別支援計画をわかりやすく入れて戻すという形を取っている。

イエローファイルについては、保護者にも伝えているが、進学の際にも、名刺代わりとして、こういう支援を受けていて、みんなでサポートして来たということ、イエローファイルを持って行って、働くことになった時にも、続いて行って欲しいと思っている。

保護者にも、ファイルは自分のものである、本人のものであるということを伝えているので、活用していただきたい。

<C委員>

ファイルについては、いくつも種類がある状態であるが、どれか1つに絞って、全ての情報を凝縮させて、それを持って障害年金などの手続きに活用できればベストだと思う。

2つも3つもあると大変なので、統合しやすい、同じような様式で、そのまま挟み込めるような方法が最適だと思うので、ご提案させていただきたい。

<B委員>

先ほどの質問に答えていただけていない部分があると思われるので、もう一度質問させていただきたい。

就労支援事業所について、国の方で、収支の悪い事業者の報酬を引き下げたことで、市

内のA型事業所で閉鎖があったのかどうか。

あったのであれば、働いている方が解雇になった場合、今後、どのようになっているのか。

<青木会長>

資料にあるが、閉鎖はなく、A型の事業所がB型に変わった事例がある。

<B委員>

全く仕事がなくなった方はいないと理解してよろしいか。

<奥貫部会長>

A型からB型に移行した事業所が市内で1か所あったが、当該事業所から早めに連絡をいただいていたので、計画相談を利用されている方は、相談支援事業所が個別に面談を行って、賃金が下がってもそのままB型になった同じ事業所に通い続けたいのか、市内の違うA型に移りたいのか、この機会に一般就労を目指すのかを聞き、それぞれが選択した道を進んでいる。

また、セルフプランの方も結構いたので、事業所の方で相談に乗る旨を周知し、何人か相談をいただき、「改めて違う事業所探し」、「就労に向けたハローワークとの調整」等を行っており、おそらく、それぞれの行き先が決まっていると思われる。

(2) 千歳市からの報告①

阿部障がい福祉係長から「議題(2)①」の資料により報告があった。

①(仮称)千歳市コミュニケーション並びに情報の取得及び利用のための多様な手段の利用促進に関する条例(素案)について

【質疑等(議題(2)①)】

なし

(2) 千歳市からの報告②

阿部障がい福祉係長から「議題(2)②」の資料により報告があった。

②千歳市障がい者地域自立支援協議会委員の公募について

【質疑等(議題(2)②)】

<B委員>

要件を見ると、「定例会議への出席と地域部会等の構成員としての活動ができる方」とあり、公募委員の役割が少し幅広くなったと思われる。

関心のある方、協力できる方を少しでも増やすということを、国、道、市も進めており、応募する者にとってはありがたいことだと思うので、今後ともよろしくお願ひしたい。

4 その他

<G委員>

千歳市のグループホームで生活している女性が性的被害を受けたというニュースを雑誌で見た。

そういう問題が起こったということ、とても残念に思っている。

グループホームで生活している人は、利用できなくなったら他に行くところがないため、2重の問題になっていると思われる。

このような問題が起きた時に、どのように解決に向けて進めたら良いのか、また、同じような問題が起こらないようにするためには、どうすべきかについて、市の考えをお伺いしたい。

<谷本障がい者支援課長>

今の話は、8月15日に発売されたある月刊誌の9月号に、「千歳の障害者施設で性加害か」という見出しで掲載された記事である。

「利用者が代表者から胸を触られるなどの性被害を受けて、泣き寝入りを余儀なくされた」という内容が掲載されている。

記事の情報源は、グループホームのスタッフとされており、スタッフが利用者本人から聞き取った内容と本人の声が録音されたテープに基づいて掲載されている。

記事の最後には、代表者への直接の取材はできていないが、電話で話した際、代表者は、「身に覚えのないこと聞かれてもどうしようもない」と自身への疑惑を否定している。

市には、「性的虐待の疑い」として、同様の内容の通報があったことから、双方に事実確認を行った。

虐待に関する個別案件の詳細については、個人の特定につながることは申し上げられないため、結果については申し上げられないが、以上の対応を行っている。

虐待は、あってはならないものであり、本協議会においても、差別解消・虐待防止専門部会を設置しているので、その活性化も含めて、虐待の撲滅に向け、皆さんと協力し合いながら進めていきたい。

具体的な進め方については、今後お示ししたい。

<G委員>

同じような問題が、他の地域でも考えられるので、きちんと調べて対応していただきたい。

<C委員>

グループホームが増えていると思うが、部会としての集まりがなく、協議会としてどのようにグループホームを運営している方をフォローして行くのか。

<谷本事務局長>

今後の予定であるが、地域生活専門部会の中で、グループホームの関係者にお集まりいただき、情報共有・課題解決に向けて話合って行きたいと考えている。

令和6年度第2回千歳市障がい者地域自立支援協議会定例会議

日時：令和6年8月21日(水) 午前10時00分

場所：千歳市総合福祉センター4階402号室

<次 第>

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 各部会活動報告

- ①相談支援部会
- ②こども部会
- ③はたらく部会
- ④地域生活部会
- ⑤手話言語条例推進専門部会
- ⑥進路連絡会議
- ⑦千歳市コミュニケーション条例専門部会

(2) 千歳市からの報告

- ①(仮称)千歳市コミュニケーション並びに情報の取得及び利用のための多様な手段の利用促進に関する条例(素案)について
- ②千歳市障がい者地域自立支援協議会委員の公募について

4 その他

5 閉会

千歳市障がい者地域自立支援協議会委員名簿

任期：令和6年10月28日まで

選考区分	No.	所属機関・団体等	委員役職・氏名	出欠	備考	
(1) 公募	1	公募	濱 邊 修 平	出		
	2	公募	日 浦 祐 子	出		
	3	公募	藤 原 聖 輝	出		
(2) 福祉、保健、医療、雇用、教育等に知識及び経験を有する者	4	千歳公共職業安定所	就職促進指導官 石 岡 慶 子	欠		
	5	北海道石狩振興局保健環境部 千歳地域保健室健康推進課	健康支援係長 守 村 里 美	出		
	6	医療法人資生会 千歳病院	精神保健福祉士 高 橋 洋 輔	欠		
	7	株式会社119INTERNATIONAL	代表取締役 結 城 悟	出		
(3) 関係機関及び団体等の代表者又は推薦を受けた者	ア. 障がい者又は障がい児の家族団体又は支援団体等	8	千歳身体障害者福祉協会	会長 古 田 聖	欠	
		9	千歳聴力障害者協会	会長 佐 藤 義 典	出	
		10	千歳視覚障害者福祉協会	会長 菊 池 悦 子	出	
		11	千歳市肢体不自由児者父母の会	会長 岡 田 美 智 子	出	
		12	千歳市手をつなぐ育成会	会長 青 木 繁 雄	出	
		13	千歳市つくし会	事務局長 後 藤 邦 子	出	
	イ. 福祉、保健、医療、雇用、教育等に関する関係機関又は団体等	14	千歳市民生委員児童委員 連絡協議会	第3地区監事 鈴 木 勝 利	出	
		15	千歳市社会福祉協議会	地域福祉係長 長 澤 利 明	出	代理
		16	千歳商工会議所	中小企業相談所 相談課長 伊 藤 佑 輔	欠	
		17	北海道千歳高等支援学校	教諭 秋 田 聡	欠	
		18	千歳市立北進小中学校	教諭 山 坂 真 広	出	
		19	北海道南幌養護学校	教諭 濱 野 文 久	出	
		20	就労推進室やませみ	室長 玉 井 俊 導	出	
	ウ. 障害福祉サービス事業所等	21	生活介護ステーションゆみな	代表 清 水 道 代	出	
		22	就労移行支援事業所ゆうび	管理者 山 崎 千 尋	出	
		23	青葉の郷	施設長 森 本 洋 行	出	
		24	児童通所支援センターラブアリス 千歳桜木別館	児童発達支援管理 責任者 影 山 美 樹	出	
		25	共同生活援助事業所いずみ寮	管理者 田 口 幹 子	出	
	エ. 相談支援事業所等	26	千歳地域生活支援センター	センター長 奥 貫 あ い 子	出	
		27	千歳市地域包括支援センター	向陽台区地域包括支援 センター センター長 吉 田 肇	出	

3 議題（1）資料

（当日配付分）

3 議題

（1）各部会活動報告

- ①相談支援部会（P 1～P 3）
- ②こども部会（P 4～P 6）
- ③はたらく部会（P 7～P 16）
- ④地域生活部会（P 17～P 18）
- ⑤手話言語条例推進専門部会（P 19～P 22）
- ⑥進路連絡会議（P 23～P 25）
- ⑦千歳市コミュニケーション条例専門部会（P 26～P 32）

令和6年度 第1回 相談支援部会 報告	
日 時	令和6年5月30日（木） 16:00～17:15
場 所	千歳市しあわせサポートセンター 会議室
参 加 者	千歳地域生活支援センター（奥貫部会長）、千歳市基幹相談支援担当（小島主幹）、障がい者支援課（阿部係長）、計画相談つむぎ（横山氏）、千歳市児童発達支援センター（吉田係長）、向陽台地域包括支援センター（吉田氏）、相談室らいと（今野氏、早川氏）、相談支援ゆうしんかん（鈴木氏）、計画相談青空（福田氏）、千歳市障がい者総合支援センターChip（相澤）
要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度の活動内容、相談部会のあり方について ○各事業所の相談状況、相談傾向について ○福祉勉強会や、事例検討について
会議内容	<p>1. 今年度の活動内容について</p> <p>○昨年同様地域の相談状況や傾向について共有し、支援者が連携を図り、地域課題について検討していく。</p> <p>○昨年度から取り掛かっている福祉勉強会に関わる映像制作について、今年度の完成を計画し、完成した映像をもとに集合形式で研修等を企画したい。</p> <p>関係各所との顔の見える関係性作りをしていきたい。高齢分野でも最近の動向では集合形式の開催で参加者が増えている傾向にある。交流目的もありグループワークを有効に使えると良いと考える。</p> <p>○個別のケース検討等</p> <p>○今年度の開催日時は奇数月の第4木曜日の15:30-17:00 7/25. 9/26. 11/28. 1/23. 3/13（※年度末の為） 開催場所：社会福祉協議会会議室及びしあわせサポートセンター会議室。</p> <p>2. 今後の相談部会のあり方について：千歳市障がい者支援課 阿部係長</p> <p>○定例会議の報告</p> <p>○自立支援協議会の活動方針については地域支援体制の充実や支援者の連携。また定例会では地域の課題を報告し、解決方法の提案など進められるようにしたい。</p> <p>○千歳市として「基幹相談支援センター」の設置、「地域生活支援拠点等」の設置、「にも包括協議体」の設置に向けて取り組んでいる。（資料により説明）</p> <p>○部会の再編成（仮：相談支援専門部会）に向けて行う事としては、専門部会の構成機関を決める。また部会の中でチーム構成を検討して取り組んでいく。</p> <p>3. 各事業所の相談状況、相談傾向、地域の社会資源について</p> <p>（成人・児童）児童の相談は昨年と同時期に比べ少なく、落ち着いている。成人の相談は、就労継続支援A型の帆の風がB型へ変更したことに関する相談が4、5月に10件近くあった。また、新しいB型事業所テクレアの開所に伴い、利用したいという方からの相談が多い。</p> <p>（主に未就学児童）今年度に入ってから、新規の相談が毎日入ってくる現状。他</p>

	<p>市からの転入のケースは昨年より少ない。</p> <p>○地域の社会資源について</p> <p>※ヘルパー事業所が1か所閉所になる。</p> <p>※児発・放課後等デイサービス5月1日オープン、「エール」セラピストがいる。</p> <p>※ヨツバメイツ北斗（GH）オープン。</p> <p>4. 福祉勉強会に関わる映像制作について</p> <p>○参加者全員で、映像を視聴した。今後、修正等を行っていく。ショート動画があると効果的ではないか。</p> <p>○今年度は、研修会（グループワーク形式）の開催に向けて動いていきたいが、いかがか。</p> <p>→ コロナウイルス感染症の分類移行に伴い、集合形式でコミュニケーションを深める時間として、研修会は良いのではないか。</p> <p>5. その他</p> <p>①医療関係の相談の方々が来やすいように、16時からを設定してきたが、ここ最近医療関係者の参加は少ないため、他の参加者に合わせ部会の時間を15時半からに改める案があるが、いかがか。</p> <p>→ 15時半からの開始でも良いのではないか。</p> <p>②事例検討：市内商業施設より相談のあった、障がい疑われる方の店内での迷惑行為（主にトイレや水回りの使用方法）への対応について検討。</p> <p>状況から発達障がいや軽度知的障がいを想定した具体的対応案が複数出され、相談を受けた事業所から、当該施設に提案してみる事となった。</p>
作 成 者	千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

令和6年度 第2回 相談支援部会 報告	
日 時	令和6年7月25日(木) 15:30~17:00
場 所	千歳市しあわせサポートセンター 会議室
参 加 者	千歳地域生活支援センター(奥貫部会長、土肥氏)、千歳市基幹相談支援担当(小島主幹)、計画相談つむぎ(横山氏)、千歳市児童発達支援センター(吉田係長)、向陽台地域包括支援センター(吉田氏)、相談室らいと(今野氏)、相談支援ゆうしんかん(鈴木氏)、計画相談青空(福田氏)、夢民(戸田氏、越後氏)、千歳市障がい者総合支援センターChip(竹内、中村)
要 旨	<ul style="list-style-type: none"> ○各事業所の相談状況、傾向について ○「福祉勉強会」に関わる動画作成の視聴と担当から進捗状況の報告 ○その他
会 議 内 容	<p>1. 各事業所の相談状況、傾向について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規相談が増えている。 ○利用者さんの交通事故報告が数件あった。 ○同法人内で、セルフプランの方を順次、計画相談へ移行している。 ○1件、がん患者さんのケースで、介護保険に移行した。 ○4月5月で、新規少なめだったが、7月だけで10件以上となっている。傾向としては、就労・事業所変更・支給量変更・不登校・札幌の事業所利用のケース等。 ○毎日のように、新規が入ってくる。他市から転入のケースがここ最近2件立て続けにあった。 ○市内の放課後等デイサービス(特にPM枠)に、空きがない状況続いている。 ○数件、介護保険と障がい福祉の重なるケースがあった。 ○兄弟をすでに計画作成しているご家庭から、もう一人の兄弟をお願いされるケースが数件あった。 ○報酬加算体制が変わったことを受け、問い合わせがあった。 <p>2. 「福祉勉強会」に関わる動画作成の視聴と担当から進捗状況の報告</p> <p>全員で、動画を視聴するとともに、現在の進捗状況について報告があった。</p> <p>3. その他</p> <p>第1回の部会内で、事例検討としてあげられたケースについて、同様のケースが市内で見られているとの報告。</p>
作 成 者	千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

令和6年度 こども部会 支援者勉強会 報告	
日時	令和6年6月14日(金) 18時15分より
場所	千歳市総合福祉センター4階 402号室
参加者	市内21機関52名(うち当日7名欠席) (事務局含む)
要旨	<ol style="list-style-type: none"> 千歳市の給付の流れ、報酬改定について (千歳市児童発達支援センター 松本センター長) 相談支援の活用について、児童が利用できる福祉サービスについて (千歳市障がい者 総合支援センターChip 竹内センター長)
内容	<ol style="list-style-type: none"> <u>千歳市の給付の流れ、報酬改定について</u> (千歳市児童発達支援センター 松本センター長) <ul style="list-style-type: none"> 千歳市の福祉サービスを利用しようとする場合、療育手帳等の必要性やその他の療育を必要とする関係機関からの客観的な資料の必要性等を確認。また、セルフプラン、計画相談の重要性、障害児相談支援事業所の必要性、医療的ケア児のニーズが増えてきていること等にも触れた。 令和6年度の報酬改定についての説明とポイント(個別サポート加算ⅠⅡⅢ) 個別サポート加算Ⅲについては、不登校状態にある児に対して事業所側が発達支援に加え、学校や家庭とも密に連携を取っていくことに対する加算であるが、その内容や方法がわからない事業所も多くあるために、千歳市児童発達支援センターと教育委員会学校教育課とでモデルケース検討の模索の為、該当する事業所に連携できる体制を検討していくための依頼を行っている。 別添で別冊資料配布されている。 <u>相談支援の活用について、児童が利用できる福祉サービスについて</u> (千歳市障がい者 総合支援センターChip 竹内センター長) <ul style="list-style-type: none"> 児童の支援からみた福祉の歴史、支援の移り変わり、障害児通所支援に関する検討会にて放課後等デイサービスの適切な運営や質についての課題の現状を共有。 令和4年の一部改正を踏まえて児童福祉法の支援として、児童発達支援、その後の放課後等デイサービス、また居宅を訪問して支援を行う居宅訪問型児童発達支援、児が集団生活で適応できるようになるために支援者が直接、認定こども園や学校等に訪問して支援を行う保育所等訪問支援などの説明がされた。 障がいのある方(児)の地域生活を支えていく為に、色々な相談支援事業が用意されているが、「本人中心の相談支援」が生活支援として機能し、実践現場において支援対象者のもつ強みに基づいて、障がい者(児)一人ひとりが本来持っている力を発揮し、自らの意思決定により自発的に行動できるように、今後も地域で連携していくことを確認した。
作成者	千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

令和6年度 第2回 こども部会 報告	
日 時	令和6年6月20日(木) 10:00~11:00
場 所	千歳市総合福祉センター 402号室
参 加 者	ラブアリス千歳桜木別館(影山氏(部会長)、田中氏)、ぱすてる(山本氏)、ちとせ児童発達支援センターはる(石岡氏)、ちとせ療育教室はる(山本氏)、ラブアリス千歳桜木(五月女氏)、十彩(藤田氏)、第二ちとせくらぶ(森氏)、にじいろひろばちとせ(沢井氏)、ブランケット(大和氏)、デイジーハウス(平間氏)、RASA(蘇武氏)、ここち(長谷川氏)、chouchouchitose(櫻庭氏)、千歳市こども相談支援室あーち(宮坂氏)、南幌養護学校(濱野氏)、千歳市児童発達支援センター(小林氏)、学校教育課(米内山氏)、こども家庭課(大谷氏)、障がい者支援課(横井氏)、千歳市障がい者総合支援センターChip(竹内・館山・中村)
要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支援者勉強会振り返り 2. 情報共有・課題共有 3. その他
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 支援者勉強会振り返り <ul style="list-style-type: none"> 6月14日に行われた支援者勉強会の振り返りを行い、当日は20事業所45名が参加したことや勉強会の内容を報告した。内容については報告書に記載。 2. 情報共有・課題共有 <ul style="list-style-type: none"> 【グループワーク】 <ul style="list-style-type: none"> 支援者勉強会の内容の振り返りと今後予定している学校見学会に関する希望等、グループワークで話をしている。 学校見学会については、まだ見学が出来ていない学校を含め病弱学級や中学校も見学してみたい、公開授業の情報があると嬉しいとの意見があった。また、南幌養護学校等の寄宿舎や休み時間どのように過ごしているか見学したいとの意見も出た。学校と連携し、こどもに対して共通認識を持って支援をしていく為、学校教員と懇談の場があると良いのではという話もあった。 支援者勉強会について、基礎的などころの学びになったことや加算を取ろうと思うが事業所スタッフや保護者の負担が大きいと感じる等の意見が出ていた。 【情報提供】 <ul style="list-style-type: none"> ・chouchou 千歳、ラブアリス千歳桜木から事業所行事の案内あり ・千歳市児童発達支援センターから研修案内 <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年7月12日(金)9:30~10:30 テーマ「コドモックルにおける食事への取り組みについて」(Zoom オンライン研修) 講師 北海道立子ども総合医療・療育センター(コドモックル)

	<p style="text-align: right;">言語聴覚士 齋藤 幸子 氏</p> <p>・令和6年6月28日（金）10：15～12：00 会場 千歳市総合福祉センター4階402号室 「虐待かも…その時私たちにできることパート2実践編」 講師 千歳市こども福祉部こども家庭課 統括調整官 佐藤 薫 氏</p> <p>3. その他 次回8月下旬頃開催予定</p>
作成者	千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

令和6年度 第1回 はたらく部会 報告	
日 時	令和6年5月17日(金) 18:00~19:00
場 所	千歳市総合福祉センター4階402号室(千歳市東雲町2丁目34)
参 加 者	38名 【福祉】就労継続支援事業所エコ・ファクトリー(結城(部会長))、石狩障がい者就労・生活支援センター(西川)、千歳市障がい者総合支援センターChip(竹内・鈴木)、社会福祉法人せらび千歳生活支援センター(今野辰)、指定特定相談支援所つむぎ(横山)、社会福祉法人千歳いずみ学園相談支援事業所らいと(今野理)、社会福祉法人千歳いずみ学園いずみワークセンター(新川)、株式会社メビウス(柳沢・中山・五十嵐)、株式会社ワークセンターピアハープ(宮下)、株式会社ひまわりの会(稲船)、株式会社ウインドバレー(千葉)、株式会社千手クレザ(山口)、株式会社ドンリースアンドレンタル千歳物流センター(佐々木)、株式会社リートスリーピース(青能)、合同会社晴レルモキッチン(福澤)、社会福祉法人せらび就労支援センターOm-net(牧野)、株式会社帆の風(藤岡)、サポートセンターユリーカ(芦田)、特定非営利法人ほっとらんどグウタッチ(佐々木正)、株式会社ジョブタス(壽盛)、合同会社コラボワーク(大山)、株式会社TCSinternational ブライトカレッジ千歳(菅原) 【学校】千歳高等支援学校(秋田) 【一般企業】合同会社 integrize(安西) 【団体】北海道社会福祉協議会(大泉) 【行政】ハローワーク千歳(石岡)、北海少年院(太田・高瀬)、千歳市役所産業振興部農業振興課(伊藤・富田)、千歳市役所保健福祉部障がい支援課(阿部) 【事務局】千歳いずみ学園就労推進室やませみ(玉井・野田・山田・丸本)
要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会・挨拶 2. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度活動報告について (2) 令和6年度活動計画について <ol style="list-style-type: none"> ① BCP研修について ② 虐待防止研修 ③ 合同説明会について ④ 視察研修について ⑤ その他 (3) 質疑応答 (4) 意見交換、はたらく部会への要望 3. 閉会
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会・挨拶 2. 協議事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和5年度活動報告について 令和5年度の活動について、定例会(6回)、合同説明会(2回)、視察研修(1回)を計画実施できた。主な活動内容については、農福連携・工賃向上を掲げ、様々な就労機会の模索を行ってきた。その中で、合同説明会(Youmy 市場)を通して、当事者やその家族だけでなく、地域の方に千歳の就労資源を伝える機会として実施出来た。また、第5回、第6回では、就労系障がい者福祉サービスの報酬改定・制度改定についての勉強会を実施できた。 (2) 令和6年度活動計画について 活動方針 <ol style="list-style-type: none"> ア. 就労継続支援の取組を、様々な媒体を用いて地域内外へアプローチする イ. 大きな災害に備えた訓練、報告を行っていく、災害の講習(講師) ウ. 虐待防止や感染症対策の研修・講習会(講師) エ. 多様な就労に機械の確保に努めるなど利用者の工賃向上に繋げていく取り組みを行っていく オ. 農福連携事業をお互いのニーズに当てはめて持続できる事業に作り上げて

いく

カ. 支援員のスキル向上を目的に、講習を行っていく(講師)

キ. Youmy 市場、合同説明会の開催

①BCP 研修について

令和6年8月23日(金)の第3回定例会にてBCP研修を開催予定。各事業所においてBCPを作成しているが、避難経路の確認や、実際避難訓練時の危険箇所・課題等を部会員や市とも共有していく。

②虐待防止研修

7月某日の第2回定例会にて、事業所職員向けに虐待防止研修を開催予定。

③合同説明会について

第1回合同説明会(Youmy 市場)については、令和6年6月15日(土)10:00～15:00 ちとせモールセンター広場にて開催予定。地域の福祉事業所の活動や資源があることの発信を目的としている。案内は出している。ブースの場所については、当日朝、くじ引きで決定する。使用可能な備品については、段ボールラック1個の貸出を行い、長テーブルについては全部で20台使用可能。事業所に均等に割り振りたいと考えているため、参加事業所数によって使用できる台数が変わってくる。

第2回合同説明会(Youmy 市場)は9月下旬から10月にサーモンパークの屋外会場を使用して開催予定。テントを借り、出店を予定している。農福連携をしていることから、マルシェなども出来ればと考えている。

第3回合同説明会は、はたらく部会・こども部会と合同開催の予定。特別支援学校の生徒、ご家族、障がいのある当事者などを対象に実施。

④視察研修について

7月下旬～8月上旬開催を予定している。特別支援学校の児童や家族などにも見学をしてもらうのはどうか検討している。市内の就労継続支援事業所4カ所(A型事業所2カ所、B型事業所2カ所程度)視察させてもらいたいと思っている。事業所を見に来てほしいと希望する事業所があれば事務局で調整をしていきたい。

⑤その他

地域課題について、事業所に通所している利用者の課題、事例検討会など出来たら良いと考えている。活動の状況によって随時開催していく予定。

(3) 質疑応答

指定特定相談支援所つむぎ横山相談支援専門員より質問。

①はたらく部会は、要望を聞きながら部会として何を考えていくのか要望を取り入れながら検討してきた流れがある。規模が大きくなったためか、要望を確認されていない状況のため、決められた内容で取り組んでいくのであれば、はたらく部会員へ同意を取った方が良いのではないかと。

はたらく部会結城部会長より回答：各部会のやり方等については、各部会長で考えていく流れがある。今後、意見を出し合うことは大切なため、今後どのように取り入れていけるか話し合いをして決めていきたい。

②合同説明会について、昨年度の取組から説明や相談がし辛いと感じていた。過去にはこども部会と一緒に合同説明会をしていたこともあったが、相談支援をしている側として、地域生活を送る上では、就労だけでなく生活を含めた相談が多い。そのため、地域生活部会などにも提案し、地域での生活面を含めた相談が出来る機会を自立支援協議会として考えてほしい。合同説明会の対象を拡げるという意味もあると考えている。

はたらく部会結城部会長より回答：BCPについて、自立支援協議会でも話題に出ている。各団体でも取組をしていくという流れがあり、部会でどう取り組んでいくかという方向性でやっている。

③虐待の事、BCPについて、各事業所で困っており、考えてきているところではある。地域自立支援協議会の地域部会として動いている事を考えると、協議会として、全体枠としてどう考えていくのか、今後の構成などを教えてほしい。事業所で働いている利用者が安心して生活できるような体制づくりをしてほしい。運営指導対策を考えていると思うが、広い範囲を含めて協議会として検討していただきたい。

障がい者支援課阿部係長より回答。自立支援協議会の全体の方針は、令和6年5月24日(金)に予定している全体会議で示したい。指摘のあった虐待研修については、専門部会で研修などの実施を企画できるように体制を整備した上で実施していきたい。また、各部会の在り方については、法的根拠となる障害者総合支援法が4月に改正されたことを受け、全般的に見直していきたい。各部会の活動内容、専門部会の活動内容を整理した上で伝える。

(4)意見交換、はたらく部会への要望

はたらく部会の中で行う虐待防止・感染対策の研修などへの意見や、現在事業所内で行っている取組について部会員へ確認。虐待防止・感染症に対する研修には、講師を依頼しての研修は行えておらず、youtubeに投稿されているものを使用したり、会社で利用しているオンライン職員研修サービス(サポーターズカレッジ)を取り入れて研修を行っている事業所や、セルフチェックシートを用いて座学やグループワークを通して事例検討会を行い、どの様な方法が良いか話し合いを行う機会をつくっている事業所があった。BCPについては、設立する前に災害についての書類等も出しているが、ハザードマップ関係の研修は毎年行っているなどの意見も挙がった。

研修について

①千歳いずみ学園玉井センター長より意見。BCPは事業所間でまとまって作成はしているが、災害・感染ともに事業所の事業内容によって大きく違っている。部会でBCP講習を行った場合には、各事業所で利用しにくい可能性があるが、ガイドラインとして利用するのであれば有効と考える。虐待に関しては、障がい者虐待で発生しやすい場面として、入所と就労(作業をお願いする、作業をする利用者)での場面。上下関係が発生しやすく、虐待案件がおこるケースがあるため、そのような事例について学べると良い。

はたらく部会の方針について

①千歳いずみ学園玉井センター長より意見。はたらく部会の方針について、自立支援協議会定例会で回答すると返答されているが、部会内で再度確認する機会があればと考えている。福祉サービスを提供する事業所の活動に関する話し合いの場とするのか、サービスの利用有無ではなく、障がいのある方が千歳市で働くということについて、何かしら取組が出来ないか考える余地があるのか検討していただきたい。

はたらく部会結城部会長より回答：方針的には就労支援はたらく部会のため、就労継続支援に則った流れで柱としておきたい。魅力ある部会にしたいと思っているため、今後も良い意見があれば頂きたい。

はたらく部会活動内容について

①指定特定相談支援所つむぎ横山相談支援専門員より要望。活動方針の中にも掲げられているが、障がい特性の理解を深め、支援員のスキル向上を行ってほしい。特性の理解をすることで、長く勤めることが出来る職員になり、次の世代にも繋がっていくと考えている。

合同説明会について

①社会福祉法人せらび就労支援センター0m-netの牧野さんより質問。事業所のことを知ってもらう良い機会となっていると思うが、参加する事業所が減っている。また、宣伝方法としてポスターが小さく、分かりづらいと感じた。どういった宣伝方法を行っているのか教えてほしい。

はたらく部会事務局野田より回答：会場で使用しているちとせモールについては、ポスターサイズの指定があり、A4サイズのみ掲示可能。今後、別会場

	<p>の際には大きなポスターの掲示は可能。宣伝方法については、駅やスーパーなどに掲示を行なってきた。その他、広報ちとせや地域広報誌ちゃんなどの利用が出来ると思われる。また、前年度はポスターに参加事業所の記載が出来ていなかったため、今年は記載していきたいと考えている。その他意見の中には、支援員とゆっくり話がしたいという要望も聞いているため、12月開催予定の合同説明会については、支援員との話し合いの場が提供できるようにしていきたい。SNS等が普及しているため、Instagram、千歳・恵庭の地域情報サイトまいふれ、千歳市公式LINEやX、市役所内のデジタルサイネージでの発信を検討していく。</p> <p>②指定特定相談支援所つむぎ横山相談支援専門員より意見。物販会と合同説明会は同時に開催することで混乱が生じやすく感じる。別々に開催する方が、それぞれのニーズに合わせて参加等検討してもらえるのではないか。</p> <p>3. 閉会</p>
	<p>就労推進室やませみ 丸本 真祐香</p>

令和6年度 はたらく部会 第1回 合同説明会(Youmy 市場) 報告	
日 時	令和6年6月15日(土) 10:00~15:00
場 所	ちとせモール1階センター広場 (千歳市勇舞8丁目1-1)
参 加 者	28名 株式会社119 インターナショナルエコ・ファクトリー(結城(部会長))、就労移行支援事業所ゆうび(山崎・木村・菅野)、株式会社ウインドバレー(千葉・田代)、株式会社ドリースアンドレンタル千歳物流センター(佐々木・木暮・石川)、NPO 法人アシストセンターちえりす (清水道・藤原・小野田・郷田)、マルハチ急行株式会社福祉事業部サークルエイト(青木繁・青木有・柳井)、株式会社マグナクルージュボタス千歳勇舞事業所(鈴木)、社会福祉法人せらび就労支援センターOm-net(牧野・伊藤)、合同会社コラボワーク(大山)、晴レルモキッチン(米澤)、健心サポート(上島・渡邊・大井・本地)【事務局】千歳いずみ学園就労推進室やませみ(野田・山田・丸本)
要 旨	<p>1. 開会</p> <p>2. 千歳市内就労系福祉事業所物販</p> <p>(1)目的</p> <p>(2)実施方法</p> <p>(3)当日の状況</p> <p>3. 閉会</p>
内 容	<p>1. 開会</p> <p>2. 千歳市内就労系福祉事業所物販</p> <p>(1)目的</p> <p>千歳市内や近郊に住む障がいのある人やその家族や友人、また地域の人々を対象に福祉を事業所の存在や活動内容、物販を通して事業所の情報を提供するなど福祉資源の発信を行う。</p> <p>(2)実施方法</p> <p>物販を希望した千歳市内の就労系事業所による物販会。 事前に SNS (Instagram・千歳市公式 LINE や X・まいぷれ) 等を利用し、情報発信を行った。</p> <p>(3)当日の状況</p> <p>10:00~15:00 までの間で来場者数は約 70 名。 就労系事業所による物販を実施。偶然通りがかり立ち寄ってくれた方なども多く、昨年度よりも多くの方が商品を手にとってくれた。 また、児童デイサービスの職員が利用者と一緒に参加してくれた。職員が SNS (Instagram) を見て Youmy 市場を知り、事業所内で情報共有。当日勤務していた職員が児童を連れて参加してくれた。2名の児童が物流センターの体験コーナーでキーボードの解体をし、他児童は各ブースを回り市内事業所の製作物等を見学できた。職員として、児童に対してどのような支援をしていくか悩む中で、就労系事業所の作業体験や、作品などを見て活動内容などを知る機会となつて良かった。また、児童の親御さんから将来について質問があった際、千歳市の就労系事業所など福祉資源を把握できていないことから、答えられないこともあったため、こういった情報を知る事が出来る場があつてよかったとの感想が聞かれた。要望として、近くの就労系事業所へ見学や体験などの受け入れをしてもらえたら嬉しいとの話もあつた。</p> <p>3. 閉会</p>
	就労推進室やませみ 丸本 真祐香

令和6年度 第2回 はたらく部会 報告	
日 時	令和6年7月26日(金) 18:00~19:10
場 所	千歳市総合福祉センター4階402号室(千歳市東雲町2丁目34)
参 加 者	38名 【福祉】就労継続支援事業所エコ・ファクトリー(結城(部会会福祉法人せらび千歳生活支援センター(今野辰)、指定特定相談支援所つむぎ(横山)、相談室倅羽堂本舗(岩本)、社会福祉法人千歳いずみ学園いずみワークセンター(新川)、有限会社優美(蔵田)、株式会社メビウス(柳沢)、株式会社ワークセンターピアハーブ(宮下)、株式会社ひまわりの会(稲船)、ウィンドバレー(千葉)、株式会社ドンリースアンドレンタル千歳物流センター(佐々木)、株式会社帆の風(藤岡・箕崎)、サポートセンターユリーカ(芦田)、青葉の杜(森本・田本)、合同会社晴レルモキッチン(福澤)、社会福祉法人せらび就労支援センターOm-net(牧野)、特定非営利法人ほっとらんどグウタッチ(佐々木)、株式会社ジョブタス勇舞事業所(壽盛)、合同会社コラボワーク(大山)、株式会社TCSinternational ブライトカレッジ千歳(菅原)、TeCREA 千歳(山田)【一般企業】株式会社デンソー(山本)【団体】北海道社会福祉協議会(大泉)【農業従事者】岩本農場(河野)【行政】ハローワーク千歳(石岡)、北海少年院(高瀬)、道央農業振興公社(杉森)、千歳市役所産業振興部農業振興課(小野寺・富田)、千歳市役所保健福祉部障がい支援課(稲村)【事務局】千歳いずみ学園就労推進室やませみ(野田・山田・丸本)
要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 虐待防止および身体拘束に係る研修 講師：相談室倅羽堂本舗 相談支援専門員・精神保健福祉士 岩本亮太様 3. 令和6年度 農福連携活動報告 岩本農場 落花生の定植作業についての報告 4. 視察研修について 視察研修先アンケート結果 5. その他 『福祉避難所の設置及び運営に関する協定』終結に向けた説明会のご案内
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 虐待防止および身体拘束に係る研修 講師：相談室倅羽堂本舗 相談支援専門員・精神保健福祉士 岩本亮太様 <ol style="list-style-type: none"> (1) 虐待に関する法律 虐待防止法の種類は、①児童虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)、②DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律)、③高齢者虐待防止法(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律)、④障害者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援に関する法律がある。 障害者虐待に関する法律に定義されている障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害があるものであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。障害者虐待防止法の定義の中で、虐待者は①養護者、②障害者福祉施設従事者等、③使用者と定義されている。障害者虐待の類型は、①身体的障害、②放棄・放置(ネグレクト)、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待。その中でも、就労系障害者福祉施設では、経済的虐待が一番多く発生している。具体例として、年金や賃金を渡さない、同意なしで財産や預貯金を処分・運用、日常生活に必要な金額を使わせない、同意なしで年金を管理するなど。 (2) 通報義務 障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかにこれを市町村又は都道府県に通報しなければならない。軽微な段階で通報することで、利用者の被害を最小限に留め、虐待者の職員もやり直しの道が残され、賠償責任

も大きくならずに済む。

①障害者虐待の判断に当たってのポイント

ア. 虐待をしているという「自覚」は問わない、イ. 障害者本人の「自覚」は問わない、ウ. 親や家族の意向が本人のニーズと異なる場合がある、エ. 虐待の判断はチーム(管理職を含めた複数職員)で行う。

②虐待受付の聞き取り内容

ア. 虐待の状況、イ. 障がい者の状況、ウ. 障がい者と家族の状況、エ. 障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無、オ. 通報者の情報、この5点について確認作業がある。

(3)令和4年度全国・道内における障がい者虐待対応状況に関する調査結果

①全国状況

ア. 通報等件数(養護者 8,650 件 施設従事者 4,104 件)

イ. 虐待を受けたと判断した件数(養護者 2,123 件 施設従事者等 956 件)

ウ. 被虐待者の状況(養護者 2,130 人 施設従事者 1,352 人)

②北海道の状況

ア. 通報等件数(養護者 446 件、施設従事者 177 件)

イ. 虐待を受けたと判断した件数(養護者 31 件、施設従事者等 40 件)

ウ. 被虐待者の状況(養護者 31 人、施設従事者等 72 人)

(4)虐待事例

福祉事業所等で発生した実際の虐待事例を交えながら、虐待について認識を深めた。施設従事者からの虐待では、暴力による身体的虐待、他の利用者の予備薬(リスペリドン)を服薬させたことによる身体的虐待、生活支援員からの経済的虐待、グループホームにおける支援員からの性的虐待、A型事業所においての経済的虐待などの事例について説明を受けた。身体的虐待に関して、虐待が発生してしまった要因としては、事業所の運営体制の中で、傷や痣に関して内容の検証や対応が行われていなかったこと、虐待防止の責任者を選定していなかったことが挙げられた。また、虐待防止委員会や書類の整理、研修が行われていなかったこと、引継ぎ等がしっかりとされていないことが原因のものなどもあり、重大事案が発生した要因は事業所側にもあるとされた。その後の対応としては、事業所の6ヵ月間停止が行われている。また、性的虐待や経済的虐待に関しては、職員と利用者という力関係が発生する関係性を利用したケースがあり、力関係を利用しての性的虐待や、立場を利用しての預り金使用などが発覚している。就労系事業所では賃金の未払いが発生し、経済的虐待と認められたケースがあった。

虐待を検証した結果、①障害者に関する知識不足、②経験のみによる指導、③コミュニケーション不足が挙げられる。こういった状況で働いているのか、ストレス度合いなどを調べる為のチェックリスト等があるため、その都度マネジメントしていく必要がある。

(5)身体拘束の廃止に向けて

身体拘束とは、正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。①車いすやベッド等に縛り付ける、②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける、③行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる、④支援者が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する、⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服薬させる、⑥自分の意志で開ける事のできない居室等に隔離する。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、①切迫性、②非代替、③一時性の3つの要件を満たし、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行う。やむを得ず身体拘束を行う時の手続きとしては、①組織による決定と個別支援計画への記載、②本人・家族への十分な説明、③行政への相談・報告、④必要な事項の記録が必要。

また、虐待防止委員会の設置は義務になっているため、①虐待防止の研修、②虐待がおこりやすい職場環境の確認と改善、③ストレス要因が高い労働条件

の確認と見直し、④マニュアルやチェックリストの作成と実施、⑤掲示物等ツールの作成と掲示等、実施計画を作成する。年間計画を作成。組織的に運営し、進捗管理を行っていく。

- (6) 障害者虐待に関する通報・届出・相談
 - ・千歳市障がい者虐待防止センター(千歳市保健福祉部障がい者支援課)
- (7) 障害者虐待に関する相談
 - ・千歳市障がい者総合支援センターChip
 - ・千歳市地域生活支援センター

なお、養護者による虐待の場合は年齢により相談先が異なる。18歳未満または65歳以上の場合は、次の機関に連絡。

- ・18歳未満の児童虐待に関する相談
北海道中央児童相談所
千歳市こども福祉部こども家庭課
- ・65歳以上の高齢者虐待に関する相談
千歳市内各地区地域包括支援センター
千歳市保健福祉部高齢者支援課

3. 令和6年度 農福連携活動報告

岩本農場 落花生の定植作業についての報告

はたらく部会事務局野田より、岩本農場(千歳市泉郷)の落花生定植作業活動の報告を行った。部会事務局より対象事業所へ案内を送付。就労系事業所B型のエコ・ファクトリーが職員1人と利用者4人で作業を行った。露地への定植作業として、400苗(1苗5円)で予定をしていたところ、11:00~13:00で作業を行い、450苗を植える事が出来た。作業前にミーティングを実施し、作業手順を決定した。①マルチシートの穴あけ、②肥料の投入、③肥料と土を混ぜる、④育苗ポットの設置、⑤苗植えをそれぞれ分担して流れ作業のように実施した。

岩本農場河野より当日の感想を頂いた。事前に打ち合わせ実施し、当日を迎えた。どの様な利用者が来るのか、また時間内に作業内容を伝える事が出来るのか不安があった。また、仕事内容が出来なかったことで事業者側がネガティブな感情を持ってしまうのではないかとという心配点もあった。実際には、予定の数よりも多く植える事が出来た。来年は3~4倍の定植作業があるため、依頼したいと思っている。また、今後草取りなどの管理作業などもある。今後色々な可能性を感じたとの感想が聞かれた。

4. 視察研修について

視察研修先アンケート結果

市内の就労支援事業所、行政機関など47カ所へアンケートを実施。アンケート結果としては、福祉事業所と一般企業への視察希望がほぼ同数であった。例年だと、市外への視察が多かったことから、今年度に関しては市内での視察研修としたい旨伝え、部会員への同意を得た。

5. その他

①第3回はたらく部会案内

はたらく部会部結城部会長より、8月23日(金)18:00から予定している非常災害講習についての案内を行った。当日、講師は千歳市総務部危機管理課防災・危機対策係 危機管理推進員日永一徳様。23日の研修については、各事業所で災害訓練に取り組んでいただきイメージをつけてから参加をお願いした。

②『福祉避難所の設置及び運営に関する協定』締結に向けた説明会のご案内

千歳市保健福祉部障がい者支援課障がい福祉係の稲村主任より説明を行なっている。7月に各事業所へ案内を送付している。市内に避難所はあるが、福祉

	<p>避難所は計5か所のみとなっている。事業所と締結し、福祉避難所を増やしたいと考えている。7月31日(水)までにインターネット経由で申し込みをし、説明会に参加をお願いしたい。</p>
	<p>6. 閉会</p>
	<p>就労推進室やませみ 丸本 真祐香</p>

令和6年度 はたらく部会 第2回 合同説明会(事業所説明会・イ～onCafé) 報告	
日 時	令和6年8月3日(土) 10:00~15:00
場 所	イオン千歳店 2階 特設広場 (千歳市栄町6丁目51)
参 加 者	11名 株式会社119 インターナショナルエコ・ファクトリー(結城(部会長))、株式会社 メビウス(柳沢・五十嵐早紀)、いずみワークセンター(玉井・小松)、サポートセンター ユリーカ(芦田)、株式会社 帆の風(藤岡)、就労支援センターOm-net(牧野)、合同会社 コラボワーク(大山)、【事務局】千歳いずみ学園就労推進室やませみ(野田・山田) ※パンフレットのみ設置:ジョブタス千歳勇舞事業所
要 旨	<p>1. 開会</p> <p>2. 千歳市内就労系福祉事業所説明会</p> <p>(1)目的</p> <p>(2)実施方法</p> <p>(3)当日の状況</p> <p>3. 閉会</p>
内 容	<p>1. 開会</p> <p>2. 千歳市内就労系福祉事業所物販</p> <p>(1)目的</p> <p>地域にお住いの障がいのある方やそのご家族に向けて就労福祉事業所の活動内容を発信する。</p> <p>(2)実施方法</p> <p>情報発信を希望した千歳市内の就労系事業所による説明会。</p> <p>事前に SNS(Instagram・千歳市公式 LINE やX・まいふれ・デジタルサイネージ)等を利用し、情報発信を行った。</p> <p>(3)当日の状況</p> <p>10:00~15:00 までの間で来場者数は約30名。</p> <p>就労系事業所によるパンフレット設置。</p> <p>買い物がてら覗いてくれる家族がおり各事業所の職員から説明を受ける。</p> <p>現在支援校在学中だが将来(2~3年後)は就労福祉事業所の通所も視野に入れている親子連れも熱心に説明を受ける。</p> <p>また、千歳地域生活支援センター職員と利用者がメビウスの案内動画を視聴し、お茶を飲みながら熱心に説明を受けていた。</p> <p>3. 閉会</p>
	就労推進室やませみ 山田 加代子

令和6年度 第2回 地域生活部会 報告	
日 時	令和6年7月9日(火) 13:30~15:00
場 所	千歳市障がい者総合支援センターChip 会議室
参 加 者	千歳市肢体不自由児者父母の会(岡田会長(部会長))、千歳身体障害者福祉協会(古田会長)、千歳つくし会(後藤事務局長)、支援センターゆみな(清水所長)、計画相談つむぎ(横山管理者)、千歳視覚障害者福祉協会(菊池会長)、千歳市障がい者支援課(阿部障がい福祉係長、横井自立支援係長)、千歳市障がい者総合支援センターChip(竹内センター長、鈴木相談支援専門員)
要 旨	<p>1. 訪問系・生活介護サービス事業所職員 研修会・情報交換会について</p> <p>2. 地域生活部会の位置付けの見直しについて</p>
会議内容	<p>1. 訪問系・生活介護サービス事業所職員 研修会・情報交換会について</p> <p>実施計画案(第2案)の提示</p> <p>第1案からの主な変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催期日 令和6年9月26日(木) ・開催場所 千歳市総合福祉センター 402号室(予約済み) ・アンケートについて 前回提示の管理者用、職員用にせず、1本化する。かつ、質問項目は少なくした上で現在の市内の福祉サービスにおいて不足しているサービスや充実させる必要があるサービス等についての意見を聞く質問項目を追加した。 <p>事務局から提示された第2次案などは了承され、今後8月上旬までには関係事業所に開催案内とアンケートを送付する予定である。</p> <p>各事業所に送付する文書は、事務局で必要か所の修正をした上で部会員にメールを送信して確認を取ることとする。また、当日の部会員の業務分担についても、事務局から各部会員に伝える。</p> <p>2. 地域生活部会の位置付けの見直しについて</p> <p>阿部係長より資料に基づき「地域生活専門部会」(案)についての説明を受ける。</p> <p>(千歳市障がい者支援課障がい福祉係 阿部係長)</p> <p>今年度、障害者総合支援法改正に合わせて千歳市でも自立支援協議会の形を整えていく。</p> <p>地域生活部会も専門部会として進めていく。</p> <p>市が目指す形としては、地域生活支援拠点等を整備し、3つの専門部会とコーディネーター機関との連携を図り、地域課題の解決に取り組んでいく。解決が出来ない地域課題を定例会に報告し、サービスや予算の不足など対応</p>

	<p>してほしい部分を明確に伝えられるように制度設計をしていきたい。</p> <p>地域生活部会との関係では、緊急時の短期入所などの受け入れにおいて、その時に慌てて対応していることがほとんどなので、形を作っていきたい。その中でも年に1、2回はどうしても対応が難しいこともある。地域生活支援拠点等で相談しながら柔軟な対応が出来るようになると良いと考えている。</p> <p>【質疑応答及び意見】</p> <p>(部会員) 現在いる部会のメンバーでは専従で行える人がいないが、構成メンバーは市として考えがあるか？</p> <p>またチーム構成をしていく中で、担当した人の負担が大きくなるのではないかと心配がある。</p> <p>→ 市としては、構成メンバーについては適切な人を見てほしいと考えている。グループホーム関係のメンバーがいないので、メンバーに取り込んでいければ良いと考えている。また、チーム編成においても、皆さんが出来る範囲で自由にやってもらいたいと考えている。今回の情報を持ち帰り、次回の部会にて検討していきたい。</p> <p>地域生活部会に対しても、この新たな専門部会(案)の構成機関や担う業務のチーム構成などについての意見をまとめることの依頼があった。</p> <p>これについては次回の部会(10月開催予定)で各部会員の意見を集約することとする。</p> <p>(今後の予定)</p> <p>第3回の地域生活部会は10月22日(火)より前に開催する予定である。</p>
作成者	千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

令和6年度 第2回 手話言語条例推進専門部会 報告	
日 時	令和6年7月5日（金） 19:00～21:00
場 所	千歳市社会福祉協議会 会議室2・3
参 加 者	千歳聴力障害者協会（佐藤会長（部会長））、千歳要約筆記の会やませみ（打矢代表）、手話サークルしらかば（岩倉会長）、北海道手話通訳問題研究会千歳・恵庭支部（阿部支部長）、千歳身体障害者福祉協会（木村会員、長澤地域福祉係長、川北専従手話通訳、武藤専従手話通訳、金田登録手話通訳）、千歳市障がい者支援課（阿部係長）、千歳市障がい者総合支援センターChip（品田）、
要 旨	1. 千歳市障がい者地域自立支援協議会の部会の在り方についての検討 2. 千歳手話フェスタ（仮称）実施に向けた検討 3. その他
会議内容	<p>【部会長挨拶】佐藤部会長</p> <p>Aさんがボーリング団体の部で優勝、今年9月の群馬大会参加</p> <p>【協 議】</p> <p>(1) 千歳市障がい者地域自立支援協議会の部会の在り方についての検討</p> <p>(2) 手話フェスタに向けた取り組みについて</p> <p>○障がい者支援課阿部係長より 資料について補足説明</p> <p>(2) 手話フェスタについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話フェスタについては予算の確保や人材不足等の課題がある ・市民教養セミナーとして開催することを提案したい 一定程度の集客を見込め確実に市民への周知啓発ができる 講義等については生涯学習課と協議していく ・条例制定10周年に向けて準備を進めていく 10周年行事については予算措置をめざす ・その他、周知啓発に関わって広報ちとせへの掲載Youtube（ソラタヨムービー）他、様々なツールの活用を検討する。 <p>(1) 部会の在り方について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意思疎通支援部会」のイメージは資料参照 ・定期的に各団体と意見交換をする機会を持つことができ、地域課題解決に向けて議論の活性化が図られると考える。 ・見直しについては、さらに皆さんの意見を聞きながら検討していく。 <p>○Bさんからの意見（代読）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェスタに関しては良い。周知啓発を進め広げていくためには良いイベントだと考える。 ・部会のイメージ図はわかりやすいが、3班でイメージしているのか。また部会のねらいはお互いを知るという事で良いのか。 <p>○阿部係長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3班というのはあくまでも例。活動している人数の問題や参加者の特

	<p>性により一人で部会に参加するという状況なども想定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねらいについてはそのように考えている。 <p>○佐藤部会長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの活動で 不足しているものについて <ul style="list-style-type: none"> 手話の普及（出前講座を増やす） 定期的なイベント（フェスタ等） 市長定例会見（字幕や手話をつける） 学習会（研修）～実技以外 開催 があげられる ・活動状況の評価とチェックが必要であり、そのために会議を設定する。評価、チェックの会議であれば、年4回でなくても年1回の部会でチェックしていけるのではないか。 <p>○阿部係長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回学童保育で出前講座実施。公務として対応できるようになった。申込数が少ないため広報等で周知したい。 ・市職員の研修として窓口担当者や新人等の研修に取り入れられないか検討（職員課）していく。 ・市長会見に関しては広報広聴課に通す。 ・学習会はできるだけ参加したい。ただ、日中だと良いが休日や時間外となると難しさがある。 <p>○Cさん</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の窓口などは、手話だけでなく他の障がいにも対応できるスキルを学ぶことができれば良いと思う。職員の方が、時間内にいろいろ学べる場があれば良い。 ・広報に手話の特集が1, 2回載ったことがあるが、継続出来たら良い。（社協の「今日から」には継続して掲載されている） <p>○Dさん</p> <p>「今日から」にはサークルのことも載せてもらった。今後もあると良い。</p> <p>○Eさん</p> <p>広報は大切だと思う。以前、観光用マップの中に「耳マークマップ」があった。市内の受け入れ態勢（筆談等ができる場所）などを伝えられると聴覚障がいへの理解も広がるのではないか。</p> <p>○Fさん</p> <p>市の広報はどのくらい見られているのだろうか。最近はスマホの情報が多いのではないか。ラインでの市のお知らせがあるが、手話に関してもラインでのお知らせがあったら良い。</p> <p>○阿部係長</p> <p>市のラインはいつでも発信できる。市主催でなくても営利目的でなければ。相談支援部会のように周知啓発の動画を作成して発信してい</p>
--	--

るのも参考になる。

○Gさん

初級講座が予定されている。中級、上級は開催中。そこでは52名の方が学びたいと申し込んでいる。教養セミナーはとてもありがたく、その結果を知らせることが大事。

10周年に向けて予算を確保し、ぜひ良いものができたらと思う。また、10周年で終わりではなく、その先も節目ごとに取り組みを進めたい。

意思疎通部会について、一緒になって話す機会があるのは良いが、2つの条例は違うものであり、果たしてまとめても良いのだろうかという疑問が残る。それぞれの違いをしっかりと認識し、何を目的とした部会なのかを明らかにしておく必要があるのではないか。イベントをするだけが部会の役割ではない。

○阿部係長

図はあくまでもイメージ。部会長は聴覚からと固定的に考えているわけではなく、定例会での指名。評価・チェックはそれぞれの部会あるいは定例会で検討することになるか。

手話とコミュニケーションの合体ということではなく、新たな部会として意思疎通部会を置くという考え。それぞれの班は自発的な活動をする場となる。

○Hさん

部会の休止も考えられるのではないかな。その時々求めに応じて開催し、足りないものについて協議していくのはどうか。

○阿部係長

年1回イベント前に実行委員会を立ち上げる等、必要な時に開催するという事も考えられる。年4回開催する部会運営の手間も省ける。

○佐藤部会長

経験して慣れた頃にある方について改めて見直すことは大事。

○Cさん

R7.2月のセミナーは良い。毎年何らかの形で継続していくことが必要。

2つの条例は違うもので一緒にするのは無理があり、市の考え方は良い。専門部会の役割はイベント開催だけではない。

3つの班をまとめるのは難しいだろう。部会長が大変な思いをする。空港の国際線の建物を建てる際にもそれぞれから意見が出され、非常に大変だった。

○阿部係長

部会についてはこの後も検討していく。

セミナーに関しては生涯学習課と打合せを進め、次回の部会で伝えた

	<p>い。</p> <p>○Cさん グループワークは、ろう者がいることが大切。ろうあ者協会の協力がぜひ必要である。</p> <p>(3) その他</p> <p>【次回部会開催予定】 10月上旬で調整予定</p>
作成者	千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

令和6年度 第1回進路連絡会議 報告書	
日 時	令和6年6月21日(金) 13:30～15:00
場 所	千歳市総合福祉センター 402号室
参 加 者	千歳市内事業所（32名） 特別支援学校（高等部）（11名） 事務局・相談機関（15名） 行政（2名） 参加者合計 60名
要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各学校より <ul style="list-style-type: none"> ・学校の概要説明 ・在校生の進路希望と実習予定等（就労アセスメントの予定も含む） 2. 福祉事業所より <ul style="list-style-type: none"> ・千歳市内の福祉サービス事業所の紹介 （事業所概要、空き状況、4月に就労や居住開始の卒業生の近況等） 3. 千歳市保健福祉部主幹（基幹相談支援担当）より 4. 事務局より <ul style="list-style-type: none"> ・事務連絡 ・その他
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各学校より <ol style="list-style-type: none"> ① 白樺高等養護学校 <p>145名ほどの生徒が在籍しており、その中で約80名が寄宿舎で生活。札幌をはじめ幅広い地域から生徒が来ており、今年度は千歳近郊の生徒が17名ほどいて、12名が一般就労で5名が福祉的就労となっている。</p> ② 夕張高等養護学校 <p>今年は千歳市の生徒がいらないが、入所やグループホームの希望が多いので、千歳市の入居施設関連の情報収集と連携の機会を作っていきたい。</p> ③ 南幌養護学校 <p>今年度は千歳在住の生徒が3名ほどいて、進路としては生活介護の事業所となっており、実習も終了している状況。2年生の生徒では医療支援で導尿が必要な生徒がいて、卒業後の受け入れ先で医療支援を受けられる施設が少ない現状があり、今後地域の状況について相談していきたい。</p> ④ 札幌養護学校 共栄分校 <p>当校では医療的ケアが必要な生徒がほとんど。千歳市の生徒は今年度はいないが、実習先に関しては看護師がいる生活介護の事業所がほとんどの状況。千歳市の情報収集や連携の機会を持っていきたい。</p>

⑤ 札幌養護学校 白桜高等学園

3年生は50名ほど在籍、今年度は千歳の生徒がいない状況。実習はそれぞれの生徒の地元で行っていることが多いが要望があれば相談していきたい。

⑥ 伊達高等養護学校

117名ほど在籍。3割の生徒が生活の場の支援が必要な方や、日中活動の利用をしていく方となっている。道内から幅広く生徒がいて、今年度は千歳市でのグループホームでの生活を希望されている生徒がいて、1名実習予定。1年生に4名の千歳の生徒がいて、今後も相談していきたい。

⑦ 千歳高等支援学校

当校には職業学科があり、一般企業や障がい者雇用などで就職されている方も多い。今年度の3年生は千歳で就労希望の生徒もいる。今年度、安平町が保険者の方で、就労継続支援B型の利用希望の生徒がいて、安平町と協議して、在学中の学校での実習等を踏まえて、就労アセスメントも兼ねるとして対応。

⑧ 小樽高等支援学校

3年生は千歳市の方が1名のみで就労継続支援A型の進路を希望されており、実習も終了している。

⑨ 岩見沢高等養護学校

本年度は3年生に男女が1名ずつおりB型就労の予定。またグループホームの入所も卒後に検討している。

⑩ 新篠津高等養護学校。

今年度、千歳の生徒は、専門学校への進学を希望している状況。

2. 福祉事業所より

千歳市内の福祉事業所の紹介として就労継続支援事業所、入所施設、グループホーム、生活介護事業所より事業所の概要を説明し、卒業後の生徒の現状を報告。

3. 千歳市保健福祉部基幹相談支援担当 小島主幹より

・学校卒業年度における障害福祉サービス手続きの流れについて、障害福祉サービス利用申請から、障害支援区分の認定、サービス等利用計画作成、支給決定の流れの確認。

① 就労アセスメント対象者とは。卒後、就労継続支援B型の利用予定があり、卒業前に、就労移行支援の利用により就労アセスメントを実施する必要がある方。11月から申請開始。

② 障害認定区分認定対象者とは。卒後、施設入所支援や共同生活援助の利用が決まっており、障害支援区分認定が必要な方。卒後は在宅でサービス利用するが、居宅介

	<p>護や短期入所等の利用を検討している方。12月から申請開始。</p> <p>③ 就労移行支援及び就労継続支援 A 型対象者とは卒後、就労移行支援または就労継続支援 A 型支援の利用を予定している方。卒後、宿泊型自立訓練施設への入所など、区分認定が不要なサービス利用予定がある方。2月から申請開始。</p> <p>④ 障害児短期入所利用者とは。18歳未満の障害児として短期入所の支給決定を受けている方。随時障害支援区分の認定を行い、利用の調整を行う。</p> <p>4. 事務局より</p> <p>次回は令和7年1月末頃開催予定。</p>
作成者	千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

第４回 千歳市コミュニケーション条例専門部会 報告	
日 時	令和６年６月２４日（月） １６：００～１７：００
場 所	千歳市役所第２庁舎１階会議室１
参 加 者	<p>田口幹子（千歳いずみ学園）【部会長】、長澤利明（千歳市社会福祉協議会）【副部会長】、古田聖（千歳身体障害者福祉協会）（Zoomにて参加）、佐藤義典（千歳聴力障害者協会）、菊池悦子（千歳視覚障害者福祉協会）、岡田美智子（千歳市肢体不自由児者父母の会）、青木繁雄（千歳市手をつなぐ育成会）、後藤邦子（千歳市つくし会）、大野哲哉（千歳市こども福祉部児童発達支援センター）、澤口勇治（日本 ALS 協会北海道支部千歳支会）、吉田肇（千歳市地域包括支援センター）</p> <p>【事務局】谷本英孝（千歳市障がい者支援課）、阿部さやか（千歳市障がい者支援課）、竹内哲（千歳市障がい者総合支援センターChip）、相澤けい（千歳市障がい者総合支援センターChip）</p>
要 旨	<p>１． 第３回専門部会からの修正事項及び意見への回答</p> <p>２． 修正事項、条例後半部、タイトルについて</p>
会議内容	<p>１． 第３回専門部会からの修正事項及び意見への回答 （障がい者支援課：阿部係長から資料により説明）</p> <p>（１） 条例対象範囲の変更</p> <p>（２） 条例の構成の整理</p> <p style="padding-left: 2em;">理解促進や環境の整備などの施策の推進を通じて、最終的に利用促進を図る構成とするため、条文に所要の修正を加えた。</p> <p>（３） 前文</p> <p>（４） 第１条（目的）</p> <p>（５） 第２条（定義）</p> <p>（６） 第４条（市の責務）・第５条（市民の役割）・第６条（事業者の役割）</p> <p>（７） 第７条（施策の推進）</p> <p>（８） 第８条（委任）</p> <p>（９） 条例のタイトルについて</p> <p>２． 修正事項、条例後半部、タイトルについて</p> <p>【質問・意見】</p> <p>（Ａ部会員）</p> <p>事業者の役割として変わった点として６ページの「環境の整備」（事前的改善措置）とは具体的にどういうことなのか、また、解説に「配慮に努める」とあるが、現在、障害者差別解消法では義務とされていることから、この文言で良いのか疑問に思った。</p> <p>（障がい者支援課：阿部係長）</p> <p>「環境の整備」については、合理的配慮の提供が障害者の方から求められる前に、ソフト面でもハード面でも、予め、困ることがないように整備をし</p>

ておくということである。職員に対する研修などソフト面での改善も含まれる。

障害者差別解消法においては、「環境の整備」は、事業者も地方公共団体も「努力義務」と位置付けられているが、本条例においては、市の施策として推進するものとしている。

また、「合理的配慮」は、委員の仰るとおり、地方公共団体だけでなく、事業者も義務化されたところである。

一方、障害者情報アクセシビリティコミュニケーション推進法においては、障害者等のコミュニケーション等に関する事業者の責務として、合理的配慮に当たるものと環境の整備に当たるものを包括して努力義務としている。

本市においては、障害者情報アクセシビリティコミュニケーション推進法の規定にのっとった条文及び解説としており、合理的配慮の提供については、障害者差別解消法に基づいて、事業者は適切に提供しなければならないものとして考えている。

(A部会員)

事業者に関わる範囲の中で、情報取得に関して何かトラブルが起きた場合、市が責任をもって指導するのか。それとも、利用者が、事業者と話をしなければならないのか。

(障がい者支援課：阿部係長)

事業者が、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供の義務に反しているとの相談が利用者からあった場合、法の趣旨は、代案を検討するなどして、双方が合意して解決に至るものであるもので、市町村は指導する立場ではないが、間に入り、事業者に、建設的な対話を行うようお願いし、円満に解決できるよう働きかける役割を担うこととなる。

(B部会員)

3回目までの素案を見て、組織内での意見をまとめ、要望・お願いになるが、ICTや情報通信技術の普及に伴って、コミュニケーション条例の中で情報ツール普及や利活用について、配慮すべき対象として、一般の方と障害のある方が並列にならないような表現にしていきたい。スマホ、タブレット等について、ICリテラシーが低いから使えないのと、加齢、障害特性によって使えないのは違うと思われる。その意味で、並列にならないような表記にしてほしい。

障害の有無に関係なく、コミュニケーションにハンディキャップのある方に配慮を促す条例だと思うので、そういったことが明確に示される条例であることを希望する。

施策の計画的な推進についてわかりやすい記載、例えば、役割を自立支援協議会にゆだねるのか、あるいは、札幌市の条例のように、障害者基本法に基づく市町村の障がい者計画に基づいて施策を推進していくのか、具体的に読み取れるものが望ましいと思われる。

2回目の部会で、「誰を対象にした条例なのか」という議論があったと思うが、情報伝達に何らかのハンディキャップのある方に配慮を促すことが読み取れる条例になっていることが望ましいと思われる。

(障がい者支援課：谷本課長)

具体的に、どの条文をどう見直すということはあるか。

(B部会員)

例えば、市の責務と事業所の役割について、札幌市では「合理的配慮」に関する表記があるが、そのようにするのがわかりやすいのではないか。

(障がい者支援課：阿部係長)

他市の条例は合理的配慮が義務化される前に制定されているが、既に障害者差別解消法で合理的配慮が義務化されているため、本条例においては、あらためて表記はしていない。

(A部会員)

第4条の「総合的にかつ計画的に推進」について、市の障がい者計画に定められているのか。

(障がい者支援課：阿部係長)

条例に基づき何を実施していくのか、その結果はどうだったのかという評価については障がい者計画の施策として、自立支援協議会等を通じて評価を受け、それを繰り返すことを考え、「総合的にかつ計画的に」と追加している。

(障がい者支援課：阿部係長)

B部会員からの意見に関して、「施策の推進」について、表現を変えた方が良いとか、追加した方が良いことはあるか。

(B部会員)

「施策の推進」について具体的な検討がどのようにされるのか、例えば自立支援協議会において、などと読み取れるよう明確にした方が良いのではないか。

(障がい者支援課：阿部係長)

事務局で検討し、次回の部会で報告したい。

(障がい者支援課：阿部係長)

ICTの活用について「並列」にならない表現とは、具体的にどういうことか。

(B部会員)

先ほどの議論で、「広く全市民に対して」とあったが、ハンディキャップのある方に配慮してコミュニケーションを取りやすくするものであることを考えた場合、それがどこで読み取れるのか。例えばタイトルで言うと、「障がい特性に応じた」などと入っているとわかりやすいが、全体的に見て、全ての人を対象としているが故にわかりづらい印象がある。

(障がい者支援課：阿部係長)

障害者等と定義付けている方たちにとってのコミュニケーションのための施策を推進して行って、最終的には、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合う地域社会の実現を目指すものであるが、前文に、障害のある方、高齢の方がターゲットであるとしていた方がわかりやすいということで良いか。

今回、市の法制担当に見てもらったことにより、内容は変えていないが、表現が変わっている部分もあることから、それについて、何か意見はあるか。

(C部会員)

事前的改善措置や合理的配慮など、難しい言葉が並ぶと、一般にはなかなか理解できないと思われる。やさしい説明があった方がわかりやすいのではないか。何をもちょう多様なのか、一般の方には難しいと思われる。

(障がい者支援課：阿部係長)

わかりやすい条例を考えているので、表現などについて検討し、次回お示ししたい。

(障がい者支援課：阿部係長)

タイトルについてはどうか。

(C部会員)

短い方が良いと思われる。なるべくわかりやすいものが良い。条例は用語が難しいが、条例が何をしてくれるのか、「合理的配慮」と言っても一般の人にはわからないので、わかりやすいものにしてほしい。

(D部会員)

短か過ぎて足りない部分があっても困るということもある。どんなに長いものにしても、一般的に言う時には「千歳市コミュニケーション条例」と言われると思うが、条例を一般の方に理解してもらうためには、わかりやすいリーフレットを作成すると良いのではないか。

3. 事務局より

(障がい者支援課：阿部係長)

今回の専門部会は7月下旬の開催予定だが、それに先立ち、7月3日に市の次長職で構成する「保健福祉推進委員会」、17日に外部委員で構成する「保健福祉調査研究委員会」において、条例の素案に対する意見を伺う。

今回の専門部会では、本日いただいた意見と委員会での意見を踏まえるとともに、再度、市の法制担当の確認を経て修正した素案を提示させていただく。

その際に、再度皆様からのご意見をいただき、その後、最終的な素案を確定した上で、8月下旬から約1か月間、パブリックコメントを受付け、市民からの意見を伺う。

	また、8月の自立支援協議会の定例会で、素案について報告を行う。
作成者	千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

第5回千歳市コミュニケーション条例専門部会 報告	
日 時	令和6年7月29日(月) 16:00~16:25
場 所	千歳市役所第2庁舎1階会議室2
参 加 者	田口幹子(千歳いずみ学園)【部会長】、長澤利明(千歳市社会福祉協議会)【副部会長】、古田聖(千歳身体障害者福祉協会)(Zoomにて参加)、佐藤義典(千歳聴力障害者協会)、菊池悦子(千歳視覚障害者福祉協会)、岡田美智子(千歳市肢体不自由児者父母の会)、青木繁雄(千歳市手をつなぐ育成会)、後藤邦子(千歳市つくし会)、大野哲哉(千歳市こども福祉部児童発達支援センター)、澤口勇治(日本ALS協会北海道支部千歳支会)【事務局】谷本英孝(千歳市障がい者支援課)、阿部さやか(千歳市障がい者支援課)、竹内哲(千歳市障がい者総合支援センターChip)、相澤けい(千歳市障がい者総合支援センターChip)
要 旨	(1) 専門部会からの意見等に対する回答及び素案の修正について (2) 条例素案について (3) その他
会議内容	<p>(1) 専門部会からの意見等に対する回答及び素案の修正について (専門部会からの意見等に対する回答について、阿部係長から資料により説明があり、次のとおり補足説明があった。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月3日に開催した庁内次長職で構成する「保健福祉推進委員会」でも施策の対象者がわかりにくいとの意見があった。 ・7月17日に開催した外部委員で構成する「保健福祉調査研究委員会」では、高齢者を含めたことに対する評価を受けたが、第2条第1号「障がい者等」の定義について、認知症の高齢者を含む場合、「身体の機能」ではなく、「心身の機能」が低下している高齢者ではないかとの意見があった。 ・高齢者の定義について、どちらがふさわしいかは、条例案の策定作業の中で検討することとしている。 <p>(続けて、素案の修正について、阿部係長から資料により説明があった。)</p> <p>【質問・意見】なし</p> <p>(2) 条例素案について (阿部係長から資料により説明があり、次のとおり補足説明があった。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素案は、8月20日から9月19日までの間、パブリックコメントに諮ることとしている。閲覧用資料を市役所、支所、コミセン等の公共施設のほか、市のホームページにて公表する。意見は、市指定の意見書に必要事項を記入していただき、意見箱に投函していただくか、郵送、ファクス、メールでも受け付ける。 ・パブリックコメントの資料には、全ての条文にできるだけわかりやすい表現を使用した解説を付け、条例の制定の目的や制定の進め方についての説明を加えるほか、障がい特性に配慮するため、ルビをふるとともに、各ページに音声コードを付けることとしている。また、点訳版と音訳版も作成し、希望する方には障がい者支援課から貸し出す予定である。 <p>【質問・意見】なし</p>

	<p>(3) その他 (阿部係長より、今後のスケジュールについて、次のとおり説明があった。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月20日：パブリックコメント開始 ・ 8月21日：自立支援協議会定例会議において素案を報告 ・ 10月上旬：第6回コミュニケーション条例専門部会（パブリックコメントの結果報告、意見等を踏まえた条例案の提示） ・ 10月下旬：保健福祉推進委員会において条例案を報告 ・ 11月上旬：保健福祉調査研究委員会において条例案を報告 ・ 11月中旬：自立支援協議会定例会議において条例案を報告 ・ 11月下旬：厚生環境常任委員会において条例案を報告 ・ 12月上旬・第4回定例会市議会において条例案を提出 <p>【質問・意見】 なし</p>
作成者	千歳市障がい者総合支援センターChip 竹内 哲

3 議題（2）資料
（事前送付分）

3 議題

（2）千歳市からの報告

- ①（仮称）千歳市コミュニケーション並びに情報の取得及び利用のための多様な手段の利用促進に関する条例（素案）について（P 1～P 13）
- ②千歳市障がい者地域自立支援協議会委員の公募について（P 14～P 16）

かしょう ちとせ し
(仮称) 千歳市コミュニケーション

なら じょうほう しゅとくおよ りょう
並びに情報の取得及び利用のための

たよう しゅだん りょうそくしん かん じょうれい
多様な手段の利用促進に関する条例

そあん
(素案)

れいわ ねん がつ
令和6年8月

ちとせし ほけんふくし ぶしょう しゃしえんか
千歳市保健福祉部 障がい者支援課

てんやく おんやくばん さくせい
※点訳・音訳版を作成しています。

きぼう かた しょう しゃしえんか れんらく
ご希望の方は 障がい者支援課までご連絡ください。



(仮称)千歳市コミュニケーション並びに情報の取得及び利用のための 多様な手段の利用促進に関する条例(素案)について

1 条例制定の目的

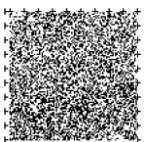
障がい(難病を含む)のある人や高齢者のコミュニケーション等のための多様な手段の利用促進に係る施策を推進し、すべての市民が人格や個性を尊重し合いながら安心して共に暮らすことができる地域社会を実現するため、基本理念を定め、市の責務、市民、事業者の役割を明らかにするとともに、特性に応じた多様なコミュニケーション手段(手話、要約筆記、点訳、音訳、触手話、平易な表現、絵図、透明文字盤、情報通信機器等)の利用を促進することを目的としています。

2 条例制定の進め方

関係者の意見を十分に聞きながら進めるため、令和5年11月に「千歳市障がい者地域自立支援協議会」に障がい当事者や家族の団体など、関係機関で構成する「コミュニケーション条例専門部会」を立ち上げ、意見交換を重ねてきました。

そのほか、千歳市役所の次長職による「千歳市保健福祉推進委員会」や外部委員による「千歳市保健福祉調査研究委員会」での審議など、たくさんの方からの意見を参考にして、この素案を策定しました。

令和6年1月	第1回専門部会(条例勉強)
2月	第2回専門部会(骨子説明)
4月	第3回専門部会(骨子前半意見聴取)
6月	第4回専門部会(骨子後半意見聴取)
7月	保健福祉推進委員会(素案について)
	保健福祉調査研究委員会(素案について)
	厚生環境常任委員会(素案について)
	第5回専門部会(素案確定)



かしょう ちとせし なら じょうほう しゅとくおよ
(仮称) 千歳市コミュニケーション並びに情報の取得及び
りよう たよう しゅだん りようそくしん かん じょうれい そあん
利用のための多様な手段の利用促進に関する条例 (素案)

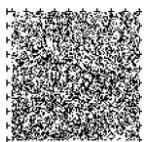
パブリックコメント用

ぜんぶん
(前文)

しょうがい ひと こうれいしゃ しゃかい けいざい ぶんか た ぶんや かつどう
障害のある人や高齢者が、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動
さんか ちいき い い じぶん く えんかつ
に参加し、地域において生き生きと自分らしく暮らすためには、円滑にコミ
ュニケーションを図ることや、その必要とする情報を取得し、利用するこ
とができる環境を整えることが重要です。

ちとせし すべ しみん しょうがいとくせい とうじしゃ おう
千歳市においても、全ての市民が、障害特性や当事者のニーズに応じた
おんせいげんご しゅわ もじひょうき てんじ かくだいもじ へいい ひょうげん
音声言語、手話、文字表記、点字、拡大文字、平易な表現などのコミュニ
ケーション等のための多様な手段に対する理解を深めるとともに、障害の
ひと こうれいしゃ しゅだん みずか せんたく りよう
ある人や高齢者が、それらの手段を自ら選択し、利用することができるよ
う、その機会を十分に確保することが必要です。

わたし にはしき きょうゆう いったい しょうがいしゃとう
私たちは、このような認識を共有し、一体となって、障害者等による
コミュニケーション等のための多様な手段の利用を促進し、もって市民が
そうご じんかく こせい そんちょう あ あんしん とも い ちいき
相互に人格と個性を尊重し合い、安心して共に生きることができる地域
しゃかい じつげん めざ じょうれい せいてい
社会の実現を目指し、ここにこの条例を制定します。



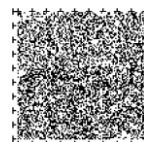
かいせつ
【解説】

ぜんぶん じょうれい せいてい はいけい め ざ ほうこうせい せつめい
前文は、条例を制定する背景や目指す方向性などについて説明しています。

しょう なんびょう ふく ひと こうれいしゃ ぶんや かつどう さんか
障がい（難病を含む）のある人や高齢者が、あらゆる分野の活動に参加
し、ちいき なか い い じぶん く えんかつ
地域の中で生き生きと自分らしく暮らすためには、円滑にコミュニケーション
をはか ひつよう じょうほう しゅとく りよう
を図ること、必要とする情報を取得したり、利用したりすることが
できるかんきょう ととの じゅうよう
環境を整えることが重要です。

ほんし すべ しみん しょう どうじしゃ おう
本市においても、全ての市民が障がいの特性や当事者のニーズに応じた
「コミュニケーション等のための多様な手段」に対する理解を深めること、
しょう ひと こうれいしゃ しゅだん じぶん せんたく りよう
障がいのある人や高齢者が、それらの手段を自分で選択し、利用すること
ができるよう、そのきかい じゅうぶん かくほ ひつよう
機会を十分に確保することが必要です。

わたし にんしき きょうゆう いったい しょう しゃとう
私たちは、このような認識を共有し、一体となって、障がい者等によ
る「コミュニケーション等のための多様な手段」の利用を促進することによ
しみん そうご じんかく こせい そんちょう あ あんしん とも い
り、市民が相互に人格と個性を尊重し合い、安心して共に生きることがで
ちいきしゃかい じつげん め ざ じょうれい せいてい
きる地域社会の実現を目指し、この条例を制定するものです。



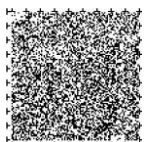
もくてき
(目的)

第1条 この条例は、コミュニケーション等のための多様な手段の利用促進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、コミュニケーション等のための多様な手段の利用促進に係る施策の基本となる事項を定めることにより、コミュニケーション等のための多様な手段の利用促進に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が相互に人格と個性を尊重し合い、安心して共に生きることができる地域社会を実現することを目的とする。

かいせつ
【解説】

条例を制定する目的を定めています。

この条例は、障がい者等が自分で選択するコミュニケーションと情報の取得・利用のための手段（「コミュニケーション等のための多様な手段」）の利用促進に関し、基本理念、市の責務、市民及び事業者の役割、施策の推進について定め、市民が相互に人格と個性を尊重し合い、安心して共に生きることができる地域社会を実現することを制定の目的としています。



ていぎ
(定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご いぎ
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ

とうがいかくごう さだ
当該各号に定めるところによる。

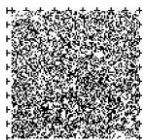
(1) しょうがいしゃとう しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい なんびょう
障害者等 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病
による しょうがい た しんしん きのう しょうがい い か ごう
障害その他の心身の機能の障害（以下この号において
「障害」と総称する。）がある者又は高齢者であって、障害又は
しょうがい そうしょう ものまた こうれいしゃ しょうがいた
社会的障壁（障害がある者又は身体の機能が低下している高齢者に
しゃかいてきしょうへき しょうがい ものまた しんたい きのう ていか こうれいしゃ
とって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会に
にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ しょうへき しゃかい
おける事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的
けいぞくてき
に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものを
にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う じょうたい
いう。

(2) コミュニケーション等のための多様な手段 げんご しゅわ ふく
言語（手話を含む。）、
ようやくひつき てんじ おんやく だいひつ だいでく おんせい かくだいまじ しょくしゅわ
要約筆記、点字、音訳、代筆、代読、音声コード、拡大文字、触手話、
へいい ひょうげん え ず しゃしん じゅうどしょうがいしゃようい しでんたつそうち どうめいもじばん
平易な表現、絵図、写真、重度障害者用意思伝達装置、透明文字盤、
くちもじ じょうほうつうしん きき た しょうがいしゃとう みずか せんたく
口文字、情報通信機器その他の障害者等が自ら選択するコミュニ
ケーション並びに情報の取得及び利用のための手段をいう。
なら じょうほう しゅとくおよ りよう しゅだん

(3) コミュニケーション等支援者 どうしえんしゃ しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ てんやくしゃ
手話通訳者、要約筆記者、点訳者、
おんやくしゃ しんたいしょうがいしゃそうだんいん ちてきしょうがいしゃそうだんいん
音訳者、ガイドヘルパー、身体障害者相談員、知的障害者相談員、
しゃそうだんいん た しょうがいしゃとう また じょうほう
ろうあ者相談員その他の障害者等のコミュニケーション又は情報
しゅとくも りよう しえんまた ほじよ もの
の取得若しくは利用を支援又は補助する者をいう。

かいせつ
【解説】

じょうれい しょう ようご ていぎ さだ
条例で使用する用語の定義を定めています。



第1号では、「障がい者等」を定義しています。この条例の障がい者等とは、次の2つの要件を満たす人です。

- ① 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病による障がい、その他の障がいのある人又は高齢者
- ② 障がい又は社会的障壁（※）によって、継続的に、日常生活又は社会生活に相当な制限を受けている人

※社会的障壁…障がい者等にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁（バリア）となるすべてのもの・ことを指しており、次の4つのバリアがあるとされています。

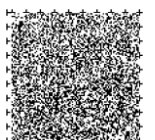
- ① 物理的なバリア（利用しにくい施設・設備）
- ② 制度的なバリア（利用しにくい制度）
- ③ 文化・情報面でのバリア（配慮していない文化・情報発信）
- ④ 意識上のバリア（偏見）

【参考】知っていますか？街の中のバリアフリーと「心のバリアフリー」（政府広報オンライン）<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201812/1.html>



第2号では、「コミュニケーション等のための多様な手段」を定義しています。

障がい者等が自分で選択するコミュニケーションと情報の取得・利用のための手段には、その特性に応じた様々なものがあります。



【コミュニケーション等のための多様な手段の例】

しゅわ ようやくひっき ちょうかくしょう
手話、要約筆記…聴覚障がい

てんじ おんやく だいひつ だいどく おんせい かくだい も じ しかくしょう
点字、音訳、代筆、代読、音声コード、拡大文字…視覚障がい

しよくしゅわ…もう
触手話…盲ろう

へいひ ひょうげん え ず しゃしん ちてきしょう はったつしょう
平易な表現、絵図、写真…知的障がい、発達障がい

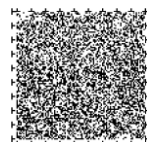
い し でんたつそうち どうめいも じはん くちも じ えいえるえす しんけいなんびょう
意思伝達装置、透明文字版、口文字…ALSなどの神経難病

じょうほうつうしん き き すべ しょう
情報通信機器…全ての障がい

※ しょう くのん いちれい かねい き ひと ようやく
※ 障がいの区分は一例です。加齢により聞こえづらさのある人が要約
ひっき りょう み ひと かくだい も じ りょう
筆記を利用したり、見えにくさのある人が拡大文字を利用したりするこ
ともできます。

だい ごう どうしえんしゃ ていぎ
第3号では、「コミュニケーション等支援者」を定義しています。

じょうれい どうしえんしゃ しゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃ
この条例のコミュニケーション等支援者とは、手話通訳者、要約筆記者、
てんやくしゃ おんやくしゃ いどう しえん おこな さまざま
点訳者、音訳者のほか、移動の支援などを行うガイドヘルパーや様々な
そうだん おう かくしゅそうだんいん た どう しえんまた ほじょ
相談に応じる各種相談員その他のコミュニケーション等を支援又は補助す
ものをいいます。



きほんりねん
(基本理念)

だい じょう コミュニケーション等のための多様な手段の利用促進は、
しょうがいしゃとう なら じょうほう しゅとくおよ りょう
障害者等がコミュニケーション並びに情報の取得及び利用のための
しゅだん みずか せんたく けんり そんちょう すべ しみん そうご じんかく こせい
手段を自ら選択する権利を尊重し、全ての市民が相互に人格と個性を
そんちょう あ きほん おこな
尊重し合うことを基本として行わなければならない。

かいせつ
【解説】

じょうれい きほんりねん さだ
条例の基本理念を定めています。

この条例に基づいて行われる「コミュニケーション等のための多様な
しゅだん りょうそくしん かか とりくみ しょう しゃとう しゅだん じぶん せんたく
手段」の利用促進に係る取組は、障がい者等がそれらの手段を自分で選択す
ることができる権利を尊重し、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合
うことを基本の考え方として進めていきます。

し せきむ
(市の責務)

だい じょう し ぜんじょう きほんりねん い か きほんりねん
第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、
コミュニケーション等のための多様な手段の利用促進に係る施策を
そうごうてき けいかくてき すいしん
総合的かつ計画的に推進するものとする。

かいせつ
【解説】

し せきむ さだ
市の責務を定めています。

しは、「コミュニケーション等のための多様な手段」の利用を促進するた
めの施策を推進するものとしています。



しみん やくわり
(市民の役割)

だい じょう しみん きほんりねん たい りかい ふか し すいしん だい じょうだい
第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する第7条第1
こうかくごう かか しさく きょうりよく つと
項各号に掲げる施策に協力するよう努めるものとする。

かいせつ
【解説】

しみん は やくわり さだ
市民が果たす役割を定めています。

「コミュニケーション等のための多様な手段」の利用促進については、市
と く が取り組むだけでなく、しみん じょうれい きほんりねん たい りかい ふか し
市民も条例の基本理念に対する理解を深め、市が
すいしん しさく きょうりよく つと やくわり
推進する施策に協力するよう努めることを役割としています。

じぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だい じょう じぎょうしゃ きほんりねん たい りかい ふか じぎょうかつどう
第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、その事業活動におい
しょうがいしゃとう とう たよう しゅだん りょう
て、障害者等がコミュニケーション等のための多様な手段を利用するこ
とができるよう努めるとともに、し すいしん じじょうだい こうかくごう かか
市が推進する次条第1項各号に掲げる
しさく きょうりよく つと
施策に協力するよう努めるものとする。

かいせつ
【解説】

じぎょうしゃ は やくわり さだ
事業者が果たす役割を定めています。

しみん どうよう じぎょうしゃ じょうれい きほんりねん たい りかい ふか し すいしん
市民と同様、事業者も条例の基本理念に対する理解を深め、市が推進す
しさく きょうりよく つと じぎょうかつどう しょう
る施策に協力するよう努めることのほか、その事業活動において、障が
しゃとう とう たよう しゅだん じぶん せんたく
い者等が「コミュニケーション等のための多様な手段」を自分で選択して
りょう はいりよ つと やくわり
利用することができるような配慮に努めることを役割としています。



し さ く す い し ん
(施策の推進)

だい じょう し とう た よ う し ゅ だ ん り よ う そ く し ん
第7条 市は、コミュニケーション等のための多様な手段の利用を促進

するたため、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) コミュニケーション等のための多様な手段に対する理解の促進に
かん し さ く
関する施策

(2) コミュニケーション等のための多様な手段を利用しやすい環境の
せい び かん し さ く
整備に関する施策

(3) コミュニケーション等支援者の確保に関する施策

(4) 市民及び事業者に対する基本理念の普及啓発に関する施策

(5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために
ひ つ よ う し さ く
必要な施策

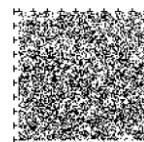
2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たっては、障害者等そ
の他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければな
らない。

かい せ つ
【解説】

だい こう し とう た よ う し ゅ だ ん り よ う
第1項では、市が「コミュニケーション等のための多様な手段」の利用を
そ く し ん す い し ん し さ く だい ご う だい ご う さ だ
促進するために推進する施策を第1号から第5号まで定めています。

だい ご う り かい そ く し ん
第1号は、理解の促進です。

し とう た よ う し ゅ だ ん
市は、「コミュニケーション等のための多様な手段」について、どのよう
な人が、どのような場面で、どのような手段を利用するのか、その多様性や
ひ つ よ う せい たい り かい そ く し ん し さ く す い し ん
必要性に対する理解を促進するための施策を推進することとします。



だい ごう かんきょう せいび
第2号は、環境の整備です。

し しょう しゃどう どう たよう しゅだん えん
市は、障がい者等が「コミュニケーション等のための多様な手段」を円
かつ りよう たと ひつよう ぶっぴんどう せいび しょくいん
滑に利用することができるよう、例えば、必要な物品等の整備や職員によ
たいおう はいりょ かんきょう せいび かん しさく すいしん
る対応の配慮など、環境の整備に関する施策を推進することとします。

だい ごう どうしえんしゃ かくほ
第3号は、コミュニケーション等支援者の確保です。

し しょう しゃどう どう しえんまた ほじょ
市は、障がい者等のコミュニケーション等を支援又は補助するコミュニ
ケーション等支援者を確保するための施策を推進することとします。

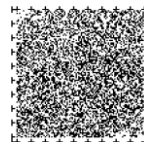
だい ごう しみんおよ じぎょうしゃ たい きほんりねん ふきゅうけいはつ
第4号は、市民及び事業者に対する基本理念の普及啓発です。

し じょうれい さだ しみんおよ じぎょうしゃ やくわり は じょうれい
市は、この条例に定める市民及び事業者の役割が果たされるよう、条例
きほんりねん ふきゅうけいはつ かん しさく すいしん
の基本理念の普及啓発に関する施策を推進することとします。

だい ごう た しさく
第5号は、その他の施策です。

し ぜんかくごう かか じょうれい もくてき たっせい
市は、前各号に掲げたもののほかに、この条例の目的を達成するために
ひつよう しさく すいしん
必要な施策を推進することとします。

だい ごう し しさく すいしん ばあい しょう しゃどう た
第2項では、市がこれらの施策を推進する場合には、障がい者等その他の
かんけいしゃ いけん そんちょう つと さだ
関係者の意見を尊重するように努めることを定めています。



いにん
(委任)

だい じょう じょうれい さだ とう
第8条 この条例に定めるもののほか、コミュニケーション等のための
たよう しゅだん りようそくしん かか しさく すいしん かん ひつよう じこう しちょう さだ
多様な手段の利用促進に係る施策の推進に関し必要な事項は、市長が定
める。

ふ そく
附 則

じょうれい こうふ ひ しこう
この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

じょうれい さだ しさく すいしん かん ひつよう じこう し
この条例で定めているもののほか、施策の推進に関し必要な事項は、市
ちょう さだ
長が定めることとしています。



千歳市 障がい者地域自立支援協議会委員公募のお知らせ

千歳市では、障がい者の福祉サービスや医療、教育、雇用など、地域での暮らしを支える様々なことについて協議するため、障がい者地域自立支援協議会を設置しています。

障がいのある方が地域で暮らす上で支障となっていることなどについて、市民の皆様とともに考え、より広い意見を伺うため、次のとおり委員を公募します。

1 公募する人数

3名以内

2 応募資格

次の「全ての」条件を満たす方。

- (1) 市内に在住もしくは通勤・通学する方で、障がい者、障がい者の家族、または障がい者施策に関心のある方
- (2) 令和6年10月29日時点で18歳以上の方
- (3) 障がい福祉に幅広い見識と経験を持ち、協議会定例会議（年4回程度）への出席及び地域部会等（月1～2回程度）の構成員としての活動ができる方

3 委員の任期

令和6年10月29日から令和8年10月28日まで

4 応募方法

次の(1)及び(2)の両方の書類を、下記5及び6のとおり提出してください。

(1) 応募用紙

所定の応募用紙（別紙1）を使用してください。

(2) 作文

所定の原稿用紙（別紙2）または任意の用紙を使用して、「障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり」をテーマとして、あなたが考えていることを400字程度にまとめてください。

(3) 書類の入手方法等

①所定の用紙は、千歳市ホームページからダウンロードできます。

<https>

②下記10の窓口でも配付しています。

③ご要望があれば、郵送、ファクスまたはメールで書類をお送りすることもできます。（下記10までご連絡ください。）

④書類の作成にあたっては、代筆も可能です。

5 応募期間

令和6年9月11日（水）から9月25日（水）まで

6 提出方法

下記10の応募先まで、郵送、ファクス、メール、または持参により提出してください。

※補足事項※

①郵送の場合は、9月25日消印有効。

②ファクス、メールまたは持参の場合は、9月25日17時15分までに必着。

③持参の場合の受付時間は、平日の8時45分から17時15分まで。

7 選考

選考委員会において、応募用紙記載内容及び作文を審査の上、選考します。

選考結果は、10月上旬頃に応募者全員にお知らせします。

8 委員の仕事

(1) 委員になられた方は、市内の行政機関、医療機関、福祉サービス提供者、業者、学校、関係団体などの委員とともに、障がい者に関する行政施策や障がい者の福祉サービス、医療、教育、雇用など地域での暮らしに関する事項について情報を共有し、課題について、意見交換を行い、解決に向けて協議をしていただきます。

(2) 個人情報に関わる事項などを協議する会議に出席いただくときには、会議の中で協議されたことについて、秘密を保持していただきます。

9 報酬等

報酬及び交通費のお支払いはありませんので、予めご了承ください。

10 お問い合わせ・応募先

〒066-8686

千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市役所第2庁舎1階6番窓口

千歳市保健福祉部障がい者支援課障がい福祉係

電話 (0123) 24-3131 (内線868)

ファクス (0123) 23-6700

メール shogaishien@city.chitose.lg.jp